

羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和8年3月9日（月曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

1) 議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、総務文教委員会
所管分

第 3 散 会

出席委員（6名）

田 口 さとる 委員（委員長）	小 林 誠 弥 委員（副委員長）
小野田 和 男 委員	増 田 敏 雄 委員
野 中 一 城 委員	島 村 勉 委員

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

栗 原 繁	総 務 部 長	亀 村 陽 子	秘書広報課長
佐 藤 康 夫	総 務 課 長	大 橋 裕	地域振興課長
根 岸 啓 之	人権推進課長	根 岸 紀 夫	市民生活課長
田 沢 将	課長補佐兼 秘書広報係長	蓮 見 純 一	例規選挙係長
小野田 皓 太	地域振興係長	相 澤 陽 子	人権推進係長
秋 山 正 代	課長補佐兼 市民係長		
島 村 信 久	企画財務部長	杉 山 浩 二	企画課長
佐 藤 将 史	財 政 課 長	高 附 直 也	契約検査課長

本間陽子	税務課長	五月女和則	収納課長
関口祐也	情報政策係長	関根亮	財産管理係長
田口幸代	契約係長	石川学	資産税係長
小島史愉	収納係長		

事務局出席者

中村憲人 書記

午前 9時30分 開 会

○田口さとる委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。本委員会の日程は、ペーパーレス会議システムの登録の日程によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 異議なしと認めます。

よって、ペーパーレス会議システムに登録の日程により行います。

これより審査に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務部長。

○栗原 繁総務部長 皆さん、改めましておはようございます。総務部長の栗原でございます。

先週の本会議では大変お世話になりました。引き続きよろしく願いいたします。

さて、本委員会でご審査いただきますのは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算、議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）、議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）、議案第17号 羽生市行政手続条例の一部を改正する条例の4議案でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

それでは、議案説明のため出席している課長を紹介いたします。

総務課長の佐藤です。

○佐藤康夫総務課長 佐藤です。よろしく願いします。

○栗原 繁総務部長 地域振興課長の大橋です。

○大橋 裕地域振興課長 大橋です。よろしく願いいたします。

○栗原 繁総務部長 秘書広報課長の亀村です。

○亀村陽子秘書広報課長 亀村でございます。よろしく願いいたします。

- 栗原 繁総務部長 人権推進課長の根岸です。
- 根岸啓之人権推進課長 根岸です。よろしくお願いいたします。
- 栗原 繁総務部長 市民生活課長の根岸です。
- 根岸紀夫市民生活課長 根岸です。よろしくお願いいたします。
- 栗原 繁総務部長 なお、同席する係長等の職員につきましては、担当課長よりその都度ご紹介申し上げます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

- 田口さとる委員長 それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算【別冊1】のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

総務課所管部分について、総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

総務課長。

- 佐藤康夫総務課長 改めまして、おはようございます。総務課、佐藤でございます。

説明に先立ちまして、同席する職員の紹介をさせていただきます。

総務課例規選挙係長の蓮見でございます。

- 蓮見純一例規選挙係長 蓮見です。よろしくお願いいたします。

- 佐藤康夫総務課長 恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、総務課所管部分について説明申し上げます。

タブレット端末に表示しました参考資料の1番、令和8年度羽生市一般会計・特別会計予算説明書の25ページをご覧くださいと存じます。

まず、右側の説明欄、一番上にあります職員人件費6億9,694万円について申し上げます。

こちらは市長、副市長の特別職2人と一般職73人に係る給料や職員手当、共済費等の人件費でございます。

次に、説明欄の下から6行目、総務一般経費2,298万9,000円について申し上げます。

まず、1節報酬1,231万6,000円は、産業医の報酬と総務課所管の会計年度任用職員7人分の報酬でございます。産業医につきましては、羽生市医師会の推薦により渡辺医院の院長にお願いし、会計年度任用職員につきましては、育児休業等により不

足した職員の臨時的な補充や、業務繁忙箇所への補充として備えるものでございます。

次に、26ページをご覧ください。

説明欄の真ん中から下、12節委託料480万円の主なものといたしまして、職員健康診断委託料の457万8,000円がでございます。こちらは、例年10月に実施する職員健康診断の経費を予定しております。

次に、27ページ、説明欄、真ん中より下の◎職員研修事業176万5,000円について申し上げます。

説明欄の一番下にあります12節委託料41万8,000円につきましては、職員を対象にした研修の委託料となります。例年どおりといたしましては手話講習と、毎年テーマを決めて実施するテーマ別研修では公務員倫理研修、そして令和8年度では、新規事業として導入を行うメンター制度、このメンターを養成するための研修を予定しております。

次に、その下、18節負担金補助及び交付金101万4,000円は、羽生、加須、行田及び鴻巣市で構成する4市共同研修負担金や、千葉県幕張にあります市町村アカデミーへの参加費などの研修参加負担金でございます。また、令和8年度は、こちらも総務課の新しい取組としまして、職員のスキル向上を支援するために、資格取得支援助成金制度を立案し、職員が事務の効率化のために必要な資格を取得した場合には、その資格に応じた試験料や登録料を一部助成してまいります。

続きまして、中段より下、第2目文書広報費でございます。

説明欄にございます文書広報一般経費2,708万5,000円について申し上げます。

まず、10節需用費、消耗品費477万円は、総務課で一括購入しております全庁で使用するコピー用紙や文書保存箱などの共通事務用品の購入費でございます。

次に、11節役務費、通信運搬費、郵便料1,709万7,000円は、総務課で一括して発送している各課の郵便物等の経費でございます。

次に、12節委託料284万3,000円について申し上げます。

全部で4つの委託業務がございます。まず、印刷室に設置しております印刷機などの事務機の保守管理委託料が65万4,000円。次のページ、保存年限を経過した文書を溶解処理して確実に廃棄します保存文書業務委託料が7万7,000円。次に、法的な紛争を事前に避けるため、市の顧問弁護士に法務助言をいただく行政法律相談の委託

料が99万円。4つ目は、例規集・行政手続整備等業務委託料として、全国自治体の例規集や法律、行政手続、裁判の判例など、職員の法務支援に関するシステムの保守や更新委託料が112万2,000円でございます。

次に、13節使用料及び賃借料について申し上げます。

まず、使用料131万1,000円は、先ほど申し上げました例規システムの各コンテンツの使用料として、法令改正情報等使用料128万4,000円と、インターネット上で官報を検索できるサービスの使用料2万7,000円の2つがございます。

続いて、賃借料91万1,000円のうち43万2,000円は、市で使用している事務機器7台に係る経費で、具体的にはデジタル印刷機2台とシュレッダー5台のリース代です。

次のタブレット端末賃借料は、庁内の各会議体で使用するペーパーレス会議システムを使用するための必要な機器類の賃借料となっております。

次に、30ページ、説明欄真ん中の最初の◎情報公開・個人情報保護事業8万7,000円の主なものとして、1節報酬8万2,000円は、2つの附属機関の運営に係る費用でございます。そのうち1つ目の情報公開・個人情報保護審査会の委員報酬と、もう一つは、情報公開・個人情報保護審議会の委員報酬になります。

次に、少しページが飛びます。52ページをご覧ください。

選挙関係の予算説明にまいります。

説明欄、下のほうの◎職員人件費（選挙管理委員会費）は、選挙管理委員会事務局職員1名の人件費でございます。

次に、53ページ、説明欄3行目の◎選挙管理委員会一般経費189万1,000円は、選挙管理委員会の委員4人の報酬や委員会運営に係る経費及び各種負担金でございます。

次に、54ページ、最初の◎選挙啓発一般経費5万5,000円の主なものは、埼玉県選挙管理委員会が行う選挙啓発ポスターコンクールを市も共同で実施するため、小・中・高校生の出品者に対する記念品代のほか、18歳になり初めて選挙人名簿に登録された方に対し、新有権者証はがきを発送するための郵便料でございます。

次の◎県議会議員選挙執行経費、それから次の55ページ、市議会議員選挙執行経費について申し上げます。

こちら2つの選挙は、いずれも令和9年4月に統一地方選挙として執行が予定されて

おり、令和9年、年明けからその準備が本格化してまいります。これら2つの予算は、その選挙体制を整えるために必要な額を計上したものでございます。

次に、中段の◎市長選挙執行経費2,986万1,000円をご覧ください。こちらは本年6月10日に任期満了となる羽生市長の選挙を5月24日に執行するため、そのための予算となります。投開票事務に従事する人に支払う報酬や手当などの人件費、入場券や各諸用紙作成に要する消耗品費や印刷製本費、ポスター掲示場の設置や撤去の委託料、会場や機器類の使用料、借上料などがあり、1つの選挙を執行するために構成する主要項目は、国政・地方選挙共におおむね同じものとなっております。

なお、国政選挙と異なる点といたしましては、投票用紙などの諸用紙や候補者への選挙運動用物資は市で独自に用意するため、そのための予算が必要となります。

また、全体予算のおよそ3分の1を占める18節負担金補助及び交付金941万2,000円でございますが、こちらは選挙運動用はがきや選挙運動用自動車、こちらは自動車の借り上げ代や燃料代、運転手代、またポスターやビラなどの公営制度が用意されておりますので、市が一部を負担するため、その予算が負担金として計上されております。

続きまして、職員給与の説明を申し上げます。

大幅にページが飛びます。173ページをご覧ください。

一般会計給与費明細書のうち、主なものを説明申し上げます。

初めに、特別職でございます。表中、区分の欄、上から縦に本年度、前年度、比較とありますが、そのうち比較の欄の一番下にあります計の欄をご覧くださいと存じます。

まず、職員数につきましては、前年度と比較しますと245人の減少となります。このその他の特別職は、第1節報酬から支出している職員、いわゆる非常勤の特別職員に当たります。この減少の主な要因でございますが、令和7年度は5年に一度行われる国勢調査による統計調査員や参議院議員通常選挙の執行に伴う投票立会人等が配置されておりましたが、令和8年度はこれらの臨時的任用の特別職配置が不要となることで減少の主な理由となっております。したがって、こちらの人数は、減少というよりは、令和7年度の臨時的増加が原因となっております。

この結果、これらの増減により、その右の報酬の額につきましても、比較で1,807万円の減額、一方、期末手当につきましても、三役、議員ともに人事院勧告

を参酌しまして0.05月分上昇となっております。

次に、174ページです。

2、一般職、(1)総括について申し上げます。

こちらは、一般会計における職員、再任用職員、会計年度任用職員、全ての職員に関する表となります。

まず、職員数につきましては405人で、前年度より6名の減となっております。また、括弧内は短時間再任用職員及びパートタイム職員の会計年度任用職員の数で、前年度比6名減の274人となっております。

これを受けまして、給与費につきましては、報酬が49万8,000円の減額、給料が7,202万2,000円の増額、職員手当は5,461万4,000円の増額となり、これに共済費を加えた総合的な合計は1億5,063万5,000円の増額となっております。

続いて、その下、職員手当の内訳でございます。先ほど申し上げました職員手当を13の手当ごとに内訳分類したものでございます。

続いて、その下の表、ア、会計年度任用職員以外の職員の表をご覧ください。

こちらは、先ほど(1)総括でお伝えした全職員のうち、会計年度任用職員以外の内訳となっております。正職員と再任用職員の数と、その給料や手当をお示ししたものとなっております。

次に、175ページ、上の表、イ、会計年度任用職員は、先ほどの正職員と再任用職員から除かれる、すなわち会計年度任用職員に関する金額の表となっております。

次に、一番下の表、(2)報酬、給料及び職員手当の増減額の内訳でございます。こちらは、先ほど総括の説明の際に申し上げました報酬、給料、職員手当のそれぞれの増減理由となっております。

次に、176ページ、(3)の給料及び職員手当の状況でございます。大きく変わった点といたしまして、右側の初任給の欄をご覧ください。

今年度の人事院勧告を受けまして、初任給が増額となっております。高校卒が20万6,700円となり、こちらは前年比1万2,200円の上昇、大学卒は23万7,600円となり、前年比1万2,000円のアップとなっております。より若手に手厚くするという人事院勧告に基づきまして給料の改定を行なったものでございます。

また、右側真ん中の表、オ、期末手当・勤勉手当につきましても、勧告に基づき、支

給率は前年と比較しまして0.05月分増加となっております。

主な変更点は以上でございます。

以上で総務課所管分の説明を終わります。ご審査よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 総務課所管部分で、新規事業で重要視している事業の部分がございましたら、詳細のほうをご説明ください。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 総務課としまして重点事業を3つ掲げております。

こちら1つ目は、説明でも申し上げました人材投資として新規事業を2つ掲げております。

1つ目はメンター制度、こちらは新規採用職員が早期離職をしないように、お世話係のように先輩職員がメンターとして相談役となって取り組む制度を導入したいということでの新規事業が1つでございます。

それから、もう一つが資格支援助成金制度、これをやはり導入したいというふうに考えております。こちらは今年度策定しました人材育成基本方針に計画として決めました職員から望まれている制度でございます。職員が業務に役に立つ、業務の効率化につながる資格を取った場合には、その負担した費用の一部を市で助成したいというものでございます。

そして、大きな2つ目でございますが、こちらは新規事業ではないんですが、市長選の適正執行、こちら重点事業として掲げたいというふうに思っています。選挙がある年には毎回、重点事業として選挙管理委員会として決意しているところなんですけれども、今回の市長選挙は20年ぶりに市長が替わる見込みでございます。市民の注目も非常に高いのかなというふうに思っておりまして、そんな中、選挙管理委員会として適正執行、集中力、緊張感を持って取り組んでいきたいと思っております。

それから、最後でございます。これは予算は伴わない総務課としての心構えなんですけれども、市長が替わるということで、やはり市政の運営の中で大きな変革があるのかなど。そうしたときに、予算面、組織面、人事面、あるいは例えば事務分掌が新しい市長の視点の下で変わってくるかもしれません。そんな中で、羽生市の事務方として混乱

が生じないように、総務課として新しい市長の旗印の下、しっかり調整役を図っていきたい、そのような決意で重点項目として位置づけているところでございます。

以上、3つでございます。

○田口さとる委員長 それでは、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 高卒、大卒の初任給について、これは今年と去年と基準はどこら辺に置いているのでしょうか。大体これで高いほうなんですかね。基準を聞きます。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 私たち公務員の給料というのは、人事院勧告の国の勧告に従ってというか、勧告に基づいて制度を設計しております。今回、令和7年度の勧告の中身なんですけれども、公務部門と民間との格差が給料として1万5,000円程度、正確には1万5,014円の解消をすべきということで国が勧告を出してきております。その中で、ぴったり1万5,000円を上げるのではなくて、国としてこれぐらいの率で上げてくださいという勧告に基づいて上げたのが今回の初任給でございます。

実際、先ほど申しあげました若手に手厚くというところでございますが、職員全体としては平均して3.3%分給料が上がっている状況でございます。しかしながら、若手でいきますと5.2%の増ということを目指しておりますので、今申しあげた初任給の増というのは、去年、今年と大幅に、物価上昇を見据えて上がってきていると、このような状況でございます。原因としては人事院勧告という答弁になります。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座を務めさせていただきます。

それでは、田口委員。

○田口さとる委員 大きく2点質問させていただきます。

1点目が55、56ページですかね、選挙関係のことなんですけれども、県議会議員と市議会議員の経費ということでお話がありました。これはあくまで前年度として準備に必要なお金ということでこれが計上されていて、また来年は来年でもうちちょっと大きな執行に係る経費がどんと上がってくるという、そういう理解でよろしいのかという点が1つと、ここでいう県議会とか市議会というのは、議員の例えば出そうな人数とかそ

ういったものを一応予想しての予算計上がされているのかということをお聞きしたい。

それから、同じように市長選挙なんですけれども、これは恐らく執行に係る経費ということで説明もあったと思います。こちらについても、例えば4年前は、たしか私の記憶する限りでは2人の争いになっていたかと思います。今回に関してはもう少し多そうな、そんな予想もされたりしているんですけども、4年前と比較して、いろいろなところが、もし変わっているところとか、人数が変わったことによってこんなのが増えましたよ、もしくはそういうのは考えていませんよということがあれば、ちょっとその辺のご説明を頂戴したいなと思います。

それと、あともう1個、大きくもう2点目が、174ページ、職員手当の内訳のところ、説明があったんですけども、いろんな分野で増えたりしているんですが、通勤手当、住居手当というところでちょっと減っている。これは下の段の会計年度任用職員以外の職員についても同じような現象が起きているということで、この通勤手当とか住居手当が減る理由、特に物価高とかいろいろある中で、どういった理由で減っているのかなということをお伺いしたいなと思います。

大きく2点、よろしく願いいたします。

○小林誠弥副委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 まず、1つ目でございます。県議会議員と市議会議員の予算の立て方というところだったと思います。委員長おっしゃるとおりでございます。こちらはあくまで前年度の準備のために要する予算でございます。改めて令和9年度におきましては、この県議会議員選挙と市議会議員選挙の予算については予算要求をさせていただきますので、改めて来年の今、この委員会でご審査をお願いするものの類でございます。

それから、2つ目としましては人数の部分でございます。まず、県議会議員につきましては、今回、人数を6人立候補の目安で立てています。これは通常4人で見ています。んですけども、今、不透明な状況でございます。6人を余裕を持って立てていることとなります。

市議会議員の選挙につきましては、今回の予算にはその立候補の数が影響するような予算項目が入っておりませんでしたので、今回の予算には市議の人数が影響する項目はございません。

それから、市長選挙でございます。市長選挙は通常、毎回4人で見ていたところなんですが、今回につきましては、余裕を見た6人で計上をいたしております。ご質問にありました、6人になったことで大きく変わった点としましては2つございます。まず、1点がポスター掲示場でございます。こちら区画数が、今まで4人で見ていましたので、2段4区画という見積りでしたが、今回は2段6区画ということで、相応にポスター掲示場の部分が変わってくるというふうになります。それから、全体予算の3分の1を占めます負担金、つまり選挙公営制度によるポスターやビラとか自動車の公営制度、ここにつきましては、従来4人で見たところを6人に計上しておりますので、その分総合して増額になっているという状況でございます。

それから、3点目、人件費に関するご質問でした。通勤手当と住居手当が下がった理由ということでございますが、まず通勤手当につきましては、こちらは人事院勧告に基づきまして制度が変わっております。今回の勧告の趣旨としましては、より遠くから通勤している人を手厚くしなさいということで、その通勤手当の表があるんですけども、それをより遠いところから来ている人に傾斜をつけまして、近いところの人に逆に金額を下げるような見直しが入りまして、今回その勧告に基づき羽生市も取り入れた結果、やはり羽生市は基礎的自治体でございますので、近くから来ている人が多いところで、こういった通勤手当に影響してきているというものでございます。

それから、住居手当、委員おっしゃるとおり減ってしまして、私も分析したんですけども、分析の結果、持家を持つ職員が増えたということが傾向としてございます。すなわち、今までアパートで暮らしていた職員が、持家を持つ職員が増えてきたということで、今回その影響で若干減額になっていると、そのような傾向でございます。

答弁としては以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

最後のその手当のところなんですけれども、もちろん人事院の勧告に従ってやってみたらそうなったということはすごく分かりました。一つの傾向としておっしゃっていたんですけども、結構地元の本当に近いところでの採用が多い傾向もあるという話もありました。先ほどの小野田委員からの高卒、大卒の給料の話もあるんですけども、例えば地元の方の採用が増えている、今後、この部分のところは減っていくし、もちろん給料のところは増えるんでしょうけれども、近くから来ている職員の方は、何かトータ

ルでは余り増えていないみたいな現象が起こったりもするものなんでしょうか。そこだけちょっと一つお願いいたします。

○小林誠弥副委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 委員おっしゃるとおり、最近の受験傾向で見ますと、市外からの職員の応募が多くなってきている傾向でございます。実際、市内と市外の職員の構成比としますと、半分まではいかないかもしれないですけども、そのぐらい遠いところから、市外からお見えになっている、通勤している職員は増えている傾向でございます。こちらは、具体的にその原因として分析はできてはいないんですけども、就職は自由でございますので、住んでいる場所での当然選考基準はございませんから、そこは同じ公平な目線で採用はしているところなんですけれども、委員おっしゃるとおり、実際増えてきている傾向にあることは事実でございます。

以上です。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長をお返しいたします。

○田口さとる委員長 それでは、引き続き委員長を務めます。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 話が前後しちゃうんですけども、先ほど重点事業ということで、職員研修委託料の中で資格取得支援助成金制度の件なんですけれども、一つ目に、どういう資格があるか、内容と、またその資格によって助成金は変わっていくのかと、あと対象というか、10万円ですけども、年に何人と決まっているのか、その3点をお願いいたします。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 資格助成制度に対するご質問かと存じます。

まず、種類でございますが、今回、全庁に対しまして照会をかけました。どんな資格が業務の効率化につながるかという照会をしたところ、9課から回答ございまして、延べ36の資格の回答がございました。その中で、総務課として、延べでするので重なっている分野、これはちょっと汎用性が高い、業務以外にも使えるんじゃないかというような資格は除かせていただいた上で、今回25の資格を制度として登録をさせていただいています。大きくは社会福祉関係のものとIT関係のものと、あと土木建築関係、そし

てその他ということで4つの分類にさせていただいています。

参考に申し上げますと、社会福祉関係は介護関係、介護支援専門員などの資格、土木関係でいきますと、建築士や宅地建物取引士などの資格、情報処理に関してはITパスポートやRPA技術認定者というような資格ですね、その他の部分では防災士や簿記、ボイラー技師なども含めさせていただきまして、全部で25の種類でございます。総務課の一方的な選定ではなくて、各課のニーズを把握した上での選定でございます。

それから、2つ目は助成金の制度でございますが、今、総務課で立案している制度としましては、その資格に合格をした人が資格取得に要した試験や登録料、あるいは何か協会への加入料等を含めまして、その金額の3分の2の助成です。さらに上限は5万円ということで、こちらは25の金額の種類を参酌して決めた制度設計とさせていただいております。

何人ぐらいというところなんですけれども、今回25の種類を調べたところ、大体平均値としますと、3万円ぐらいが取得とか登録料にかかる。その3分の2というと、大体2万円程度が支出の傾向かなという。これはもう初年度なので、試行的な部分をご容赦いただきたいと思いますと思うんですけれども、その2万円を5人分というところでの制度設計でございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 先ほど手当の件について話が出たけれども、参考にですけれども、アパートが減って持家が増えたということなんですけれども、じゃこの持家の手当とアパートの手当というのは参考にどれぐらい出しているんですかね。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 持家の職員には出しておりません。ゼロでございます。そのほかの家賃が生じている職員に対しましては、その家賃に応じて、計算式がありまして支出をしているんですが、上限は2万8,000円ということでなっております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、地域振興課所管部分について、地域振興課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 地域振興課長の太橋でございます。

また、本日同席しております職員を紹介いたします。

地域振興係長の小野田でございます。

○小野田皓太地域振興係長 よろしく申し上げます。

○大橋 裕地域振興課長 それでは、どうぞよろしく願います。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、地域振興課所管部分についての主なものについてご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

まず、予算書39ページの中段をご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第10目交通安全対策費の交通安全対策一般経費1,108万6,000円の主なものについて申し上げます。

第7節報償費700万4,000円のうち、696万6,000円は交通指導員11名の報償金でございます。

第10節需用費278万4,000円の主なものは、新入学児童用ヘルメット400個や交通安全運動用の啓発品などの消耗品267万4,000円でございます。

次に、第18節負担金補助及び交付金125万1,000円の主なものでございます。こちらは補助金123万4,000円で、交通安全対策を推進する団体への補助金で、羽生市交通安全母の会への補助金31万円と羽生交通安全協会への補助金92万4,000円でございます。

続いて、40ページをご覧ください。

40ページの上段でございます。放置自転車対策事業でございます。34万円について

てでございます。

第12節委託料、こちらは羽生市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、羽生駅、南羽生駅周辺の放置自転車対策として、違法駐輪者への注意、撤去、保管等の作業をシルバー人材センターに業務委託しているものでございます。

続きまして、41ページの下段をご覧ください。

コミュニティ活動事業1,616万4,000円について申し上げます。

第18節負担金補助及び交付金につきまして、補助金1,616万4,000円が主なもので、内容といたしましては、羽生市コミュニティ協議会へ16万7,000円、そしてコミュニティ助成事業補助金250万円は、宝くじの売上げ収入を財源とし、一般財団法人自治総合センターが実施している補助制度で、県を通じて自治会活動に対して10分の10助成されます。なお、令和8年度は、小松自治会の1団体が補助になる予定でございます。

また、自治会集会所整備事業費補助金は、自治会が管理運営する集会所に対する修繕費補助として事業費の5分の1を補助いたします。また、令和8年度は改築、建て替え費の補助として事業費の2分の1を補助し、合計1,314万5,000円となっております。なお、改築は新郷9区自治会が行うものであり、埼玉県ふるさと創造資金補助金で採択された場合のみ実施いたします。

42ページ上段、コミュニティセンター管理事業336万6,000円についてでございます。

この事業は、昭和57年に建築された羽生市中央公民館の1階部分の羽生市コミュニティセンターの施設管理及び運営に係る経費でございます。主なものといたしまして、第12節委託料201万7,000円は、コミュニティセンター夜間管理のため、シルバー人材センターへの委託料でございます。

44ページの下段になります。第17目防犯費についてでございます。

羽生市の防犯体制につきましては、防犯指導員1名を配置し、犯罪から市民の方々を守るため、警察、防犯協会、防犯のまちづくり推進協議会等と連携し、各種地域防犯活動を推進しております。

それでは、防犯対策一般経費671万4,000円の主なものについて申し上げます。

第1節報酬235万3,000円は、防犯指導員1名の報酬でございます。

第13節使用料及び賃借料74万円は、羽生駅に設置しております15台の防犯カメ

ラの使用料及び賃借料になります。

第18節負担金補助及び交付金183万5,000円のうち157万円は、市の防犯活動を羽生警察署と連携して実施しております羽生市防犯協会に対する補助金と、交付金として羽生市暴力排除推進協議会へ10万円、羽生市地域安全推進連絡協議会へ16万5,000円を計上しております。なお、事務局は、羽生市防犯協会及び羽生市地域安全推進連絡協議会が羽生警察署の生活安全課、羽生市暴力排除推進協議会は羽生警察署刑事課が担っております。

45ページ下段、防犯灯維持管理事業2,377万4,000円の主なものについて申し上げます。

まず、市内に設置しております防犯灯は、3月1日現在で5,998基となっております。

第10節需用費1,453万4,000円でございます。こちらは防犯灯の電気料でございます。

第12節委託料924万円につきましては、LED防犯灯維持管理業務委託料でございます。令和7年度からリース契約満了に伴いまして、業者に委託するLED防犯灯の新設費、修繕費、維持管理運営費を合算したものでございます。防犯灯の新設は74基、各自治会1基となり、灯具交換につきましては、これまでの実績を勘案し、80基分といたしました。

46ページ上段の第18目地域振興費、協働のまちづくり推進事業4,334万4,000円の主なものについて申し上げます。

第18節負担金補助及び交付金4,313万円は、市民の自主的なコミュニティ活動に対し3年を限度に助成する市民活動応援補助金と、各自治会や自治会連合会への交付金でございます。

46ページの下段、第19目諸費のうち、地域振興課所管分17万4,000円について申し上げます。

第1節報酬8万4,000円につきましては、地域公共交通会議委員報酬及び地域公共交通会議運営部会報酬でございます。

第17節備品購入費4万円につきましては、外国人窓口対応のため、翻訳機のポケット購入費用でございます。

第18節負担金補助及び交付金4万5,000円につきましては、埼玉県防衛協会負

担金でございます。

47 ページの上段、あい・あいバス運行補助事業2,721万3,000円は、あい・あいバスを運行しています朝日自動車株式会社への運行経費の補助金でございます。

その下、のりあいタクシー運行補助事業6,962万3,000円につきましては、羽生市のりあいタクシーを運行しております羽生タクシー株式会社への運行経費補助金でございます。

47 ページ中段は、犯罪被害者等支援事業40万円でございます。

第19節扶助費は、犯罪被害者等見舞金で、遺族見舞金が30万円掛ける1件、傷害見舞金が10万円掛ける1件でございます。令和6年4月1日に羽生市犯罪被害者等支援条例が制定され、犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や、犯罪行為により重い傷病を負われた方に対し、経済的負担を軽減するため見舞金を支給するものでございます。なお、犯罪被害者支援総合対応窓口を地域振興課に設置しておりますが、現在まで見舞金の支給はございません。

次に、ページが飛びまして、135 ページの上段をご覧ください。

第9款消防費、第1項消防費、第4目防災費、防災一般経費の地域振興課所管分795万6,000円の主なものについて申し上げます。

第11節役務費9万4,000円は、自動応答電話回線使用料9万4,000円でございます。

第18節負担金補助及び交付金236万2,000円は、現地上系防災行政無線回線費用負担金、こちらは埼玉県が設置しております地上系防災行政無線の回線費用を協定に基づいて負担するものでございます。

自主防災組織育成補助金220万8,000円は、市内74自治会で組織しております自主防災組織に対しまして、地域の防災訓練を実施するに当たり、補助金を交付することによりまして組織を育成することを目的とするものでございます。なお、令和8年度から、同補助金に防災士取得補助メニューを追加いたしました。

続きまして、ページの下段、防災用品備蓄事業846万9,000円について申し上げます。

防災用品につきましては、市内の全小・中学校、全公民館、市内公共施設等へ分散備蓄を実施しております。引き続き、各施設での備蓄を進めてまいります。

第10節需用費769万6,000円の主なものは、非常用食料であるアルファ米や、

高齢者や幼児用の紙おむつ、衛生用品等に加え、災害用備蓄毛布、災害用飲料水を購入するものでございます。防災用品につきましては、必要なものを精査して、それぞれの保存年限に応じ、計画的に備蓄を進めております。

第17節備品購入費77万3,000円は、避難所用パーティションを追加購入するものでございます。

続きまして、136ページの一番上でございます。防災訓練実施事業205万2,000円について申し上げます。

こちらは防災訓練実施委託料200万円でございます。地域防災力の強化を図るために、3年に一度実施しております総合防災訓練の委託費でございます。委託先につきましては、羽生市消防団を予定しております。

第18節負担金補助及び交付金でございますが、防火防災訓練災害補償等共済制度掛金でございます。

同じく136ページ、防災行政無線整備等事業についてでございます。

防災に関する情報を迅速かつ的確に伝えるため、令和4年度から令和6年度までの3か年で、防災アプリ等附帯設備導入等を含む、防災行政無線のデジタル化整備を行いました。防災行政無線は、親局が市役所に1局、子局が155局、戸別受信機40局、移動局27局を保有しております。引き続き、防災行政無線を適切に管理運用するとともに、修繕等を適宜行なってまいります。

第10節需用費193万5,000円の主なものは、子局155局の電気料148万5,000円、機器の修繕料45万円でございます。

第11節役務費148万7,000円の主なものは、IP無線機通信費111万4,000円、防災行政無線システム回線料37万3,000円でございます。

第12節委託料831万1,000円は、防災行政無線設備保守点検委託料776万1,000円と、発令判断支援システム保守業務委託料55万円でございます。

第13節使用料及び賃借料425万8,000円、使用料413万8,000円の内訳でございます。防災行政無線の電波使用料が3万5,000円、防災アプリの使用料が167万円、すぐメールPlus+使用料が151万5,000円、クラウド型気象防災システム使用料が91万8,000円、土地借上料12万は、防災行政無線の子局用用地として借り上げている16局分の土地借上料でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言をお願いします。

増田委員。

○増田敏雄委員 ありがとうございます。

45ページの下段のほうにありますが、地域安全推進連絡協議会の交付金、これは私が支部長をやっているということで、年々何か減額対象になっていて、前から比べると大分減額されているんですよ。それで、埼玉県における犯罪の発生率で、羽生市の場合には10万件当たりの発生件数でトップクラスになったということが議会でも質問がありましたけれども、やっぱり犯罪率が非常に高くなっていますんで、いろんなショッピングセンターとかいろいろな新しい施設があるんで、軽犯罪の万引き、自転車盗難等が多くなった関係で1位になったと思うんですけども、地域安全のほうも、恐らく市内に約200名ぐらいかな、ちょっと正確には分からないですけども、回っているんですけども、やっぱり不名誉な記録が出ていますんで、それにはやっぱり少し対策費を、かなり減額になっていますんで、交付金を元に戻すくらい検討していただいたらありがたいかなと思うんですけども、ひとつお考えを聞きます。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 羽生市地域安全推進連絡協議会のほうの交付金でございます。

現状、地域安全推進連絡協議会の事務局と連携させていただきまして、現状の協議会のほうの管理していらっしゃる金額のほうがそこそこあるという状況もございますので、そこは事務局と協議した上で決めさせていただいたものでございます。先ほど増田委員もおっしゃっていただいているように、防犯対策を実際に強化していかなきゃいけない状況でございますので、今後いろいろ対策をする上で予算が必要というところであれば、現状を鑑みて交付金の上乗せといいますか、そういったものを検討させていただきたいと思います。現状は、協議会のほうの金額は残金があるという形でございますので、こういう形で計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 節約してボランティアに近い形でやっていますので、お金を残しているということで残っていても、実際は全部完全本当にボランティアという形でやっていますんで、四、五年前から比べるとかなり減っていると思うんですけども、データがあ

ればちょっと推移を教えてくださいませんか。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 実際に今回予算計上させていただいたものでございますが、今年度よりは9,000円減額という形になっております。その前の状況も、委員おっしゃるようなやはり減額になっている状況でございますが、先ほど申し上げたとおり、事務局、生活安全課のほうとやり取りをしております、あと会計さん等も含めてやり取りさせていただいて、まだ残金のほうはかなり残っているというところで、交付金をこのような形で減額させていただいたところでございます。

先ほど申し上げたとおり、防犯対策を推進していかなくてはいけませんので、当然、例えばですけれども、ジャンパーとか、ちょっと古くなってしまっているというような声もございますので、そういったものを購入すると当然お金のほうも減ってまいりますので、そういった場合は、先ほど申し上げたとおり、交付金のほうを増やしたり、きちんと対応はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 できるだけ防犯の強化によりまして発生件数を抑えるために、ひとつ増額に向けて交付金をよろしくお願いします。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 2つほどお聞きしたいんですけれども、先ほど防犯カメラということで羽生駅に云々と言っていましたけれども、今、羽生駅も東口、西口もあるけれども、羽生駅だけしか防犯カメラはないのかということと、あともう一つ、あい・あいバス、のりあいタクシー、これは去年に比べて3,000万ぐらい増えていると思うんですけれども、この根拠ですね、これを聞きたいと思います。確かに台数は3台から5台になって、車椅子対応車も増えましたから分かるんですけれども、この根拠。それから、特別交付金というのは今でも変わらないかな。そこら辺をお願いします。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 まず、防犯カメラの件でございます。

地域振興課で今管理しているというところが、先ほど申し上げた羽生駅の15台でござ

ざいます。そのほかにも学校や公共施設のほうには、地域振興課の管理ではないんですけれども、校門の前とかに設置したりとか、そういったものは実際にございます。うちの地域振興課で管理しているものが、羽生駅に設置している、通路とか、西口、東口に合計15台設置しているような状況でございます。

2点目のあい・あいバスの予算の上昇についてでございます。

実際に、あい・あいバスものりあいタクシーも増額しているところでございます。特にのりあいタクシーは、先ほど委員もおっしゃっていたように、本年度から2台増車しておりますので、それももちろん増加理由でございますが、一番の増加の理由は、あい・あいバス、のりあいタクシーともに、やはり運転手さんやのりあいタクシーの場合、予約していただくオペレーターの方もいらっしゃるんですけれども、その方々の人件費が上がっているというところでございます。人件費の増がかなり上がっているので、予算のほうも上がっているというような状況でございます。

また、先ほどおっしゃっていただいた特別交付金のほうでございますが、財政課のほうでいつもやってはいるんですけれども、2割、前よりは国のほうの負担が大分減っているような状況でございますが、毎年年度末に要求をしているような状況でございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 特別交付金というのは40%だったっけ。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 おっしゃるとおりになっています。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 私も以前1回質問したことがあるんですけど、40%は特別という名前があるから、日本全国、北から南から全部、各自治体がこれを実行していくと交付金はゼロになるわけで、そのうち1億を超えてくるけれども、一応は40を維持するという見解なんですね。国の決めることではあるけれども、いずれは独自にやらずにやらないからね。答えは維持費と。これからは厳しいと思うが、よろしくお願いします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 地域振興課所管による新規事業や重要視している部分があったら、詳細をご説明ください。

○大橋 裕地域振興課長 地域振興課の新規事業や重要視している事業でございます。

先ほど説明させていただいたものの1点目でございますが、今年の11月中旬を予定しているんですけれども、3年に一度の総合防災訓練を実施する予定でございます。今回、2月8日の衆議院選挙の関係でちょっとできなくなってしまった三田ケ谷・村君地区のバスを使った訓練、誠和福祉高校のほうで避難訓練をやる予定だったんですけれども、ちょうど選挙とぶつかってしまったので、今回できなくなってしまったんですけれども、そういったものを総合防災訓練のときにも実施しようかなというふうに考えております。

また、現在、防災協定を結んでいる民間の団体等は71団体に現在なっております。そういう協定を結んでいる団体等と協力させていただいて、総合防災訓練のほうを実施したいなというふうに考えているところでございます。

まずは新規事業としては以上でございます。

あと、先日補正予算のほうでご審議いただきましたけれども、今、住宅用の防犯機器の補助金の申請を受け付けているところでございます。4月30日まで受け付けているところでございます。いろいろ島村委員や田口委員の防犯に関するご質問ございましたが、今、防犯カメラの設置の補助金受付というところで、防犯対策の充実をさらに進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 私も一般質問させてもらったことがあるんですけれども、防災士による補助の資格について、議場でもあったんですけれども、もう一度それを説明お願いいたします。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 防災士の補助金でございます。

先ほど予算の説明もさせていただいたとおり、自主防災組織の補助金のメニューの中に、来年度、令和8年度にメニュー、防災士の取得補助ということで、現在、各自治会9支部ございますが、9支部の方1名、それぞれ選んでいただいて、9名分を補助させていただきたいというふうに考えているところでございます。実際に9支部から1名というところで、現状、選択肢が狭くなっているところではあるんですけれども、各地域

から防災組織の方を推薦していただいて、その方々に防災士の研修等を受けていただいて、資格取得をやっていただくというようなところでございます。

今回、この自主防災組織の補助金の中にメニューを加えたというところで、まだ人数は少ないんですけれども、将来的には各自主防災組織に1名以上配置できるようにというのが目標でございますので、議案質疑のほうにもございましたが、今回が初めてで、今後も継続してやっていければと。あとは、今回9名分ということでございますが、取りたい、取得したいという方が多いようでもございましたら、野中委員も以前一般質問していただいた防災士の取得の講座ということで、今、行田市や加須市のほうでやっているようなものも含めて、ちょっと今回、8年度の状況を含めて検討できればと考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 防災士に関しては了解いたしました。

先ほど小野田委員からのりあいタクシーの件で話があったんですけれども、ちょっと続くという感じなんですけれども、一応今回ものりあいタクシーに関して予算が計上されていますけれども、利用者の方からいろいろご意見とかあると思いますし、今日までやってきて、今度は来年に向けての課題と、その課題に向けての解決策があれば教えてください。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 のりあいタクシーに関しましては、先ほどご説明させていただいたとおり、今年度、令和7年4月1日から本運行にさせていただいて、台数も3台を5台という形に増やさせていただきました。その関係もありまして、私も令和6年度から現職にいますけれども、令和6年度は台数が3台になったということもあって、結構なかなか予約が取れませんみたいな形での苦情というか、お電話がかなりあったんですけれども、本年度は台数を増やしたことによりまして、苦情の電話や、そういったものがかなり減って、ちょっと統計を出しているわけではないんですけれども、感覚的に、電話が全然つながらないんだよというのは本当に減っているような状況でございますので、かなり状況的にはちゃんと回っているのかなというところでございます。

ただ、登録者数でございますが、今回本運行にさせていただいて、登録者のほうが増えていることはいるんですけれども、現状、令和7年4月1日の時点で4,262人の

方の登録がございました。今年の1月末でございますが、4,712人と500人弱増えているような状況ではございますが、もう少し登録者数を増やしたいなというところが実情でございます。

我々も出前講座や高齢者大学等に出向いてのりあいタクシーの説明等をさせていただいているところではあるんですけども、もう少しそういったPRを増やさせていただいて、登録者数をもうちょっと増やせればなというふうに思っているところであります。本当はまだ500人弱じゃなくて、700人、800人ぐらい登録があればなというふうには思っていたんですけども、ちょっと思ったよりは少ないのかなというところで、もうちょっとPRに努めていきたいなというふうに考えています。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 今回の登録者もそうですけれども、利用率はどの程度増えてきているのか。あい・あいバスのほうもずっと続いていますけれども、やっぱりかなり減っているとは思うんですね。でも、経費はかかっているということで、もうそろそろ考える時期かなと思っているんですけども。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 まず、のりあいタクシーのほうの利用者数、利用状況でございます。令和6年度の3月末までの数字が、延べの利用者数が9,328回でございました。今年度、これはまだ12月末までの数字で申し訳ないんですけども、1万628回ということで、回数的にはやはり、先ほど申し上げたとおり台数も増やしている状況でございますので、12月末の時点で昨年度の数字は超えているような状況ではございません。

もう1点、あい・あいバスのほうの利用者でございます。利用者数が令和6年度末の時点で、今、いがまん号とムジナもん号、2台、4ルート走っているところでございますが、年間の利用者数は、令和6年度が8,099名、令和5年度が8,256名、令和4年度が7,875名ということで、令和4年度はコロナ禍ということもあって少なかったんですけども、徐々に回復はしているような状況でございます。今年度の利用者数でございますが、こちら12月末時点の実績になってしまいますが、7,965名の利用がございます。

実は今年度、6月と8月に、あい・あいバスの利用の状況調査というのを1週間、我々職員が乗って調査をさせていただきました。理由は分からないんですけども、いがまん号は、須影・岩瀬ルート、川俣・新郷ルートという2ルート走っているんですけども、須影・岩瀬ルートは人数が以前よりちょっと増えているというような状況でございます。一方で、ムジナもん号、三田ケ谷・手子林ルート、井泉・村君ルートでございますが、こちらのほうは利用者が多かったんですけども、だんだん減ってきてしまっているというような状況でございます。2回調査をやったんですけども、そういった結果が出ました。須影・岩瀬ルートがなぜ増えているのかちょっと分からないんですけども、ムジナもん号のほうが大分減ってきていてしまっているというような状況で今推移しているところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それは岩瀬と須影が増えるのは、イオンモール羽生があるから当然のことだよな。三田ケ谷、村君のほうももしかしたらのりあいタクシーが利用価値があるのかなと思う。その辺をきちんと把握しながら、どっちか1つになるのもなかなか難しい、今からならないのかなと思いますけれども、本当は前にも言っていたように、風を運んでいる、空気を運んでいるようなというあい・あいバスを廃止しようかという話がもちろんもう20年前からあったわけで、1回廃止になったわけだし、その辺も考えながら、今、あい・あいバスが2,700万とか、のりあいが6,900万という、その辺の費用対効果をきちんと考えながら、先を見てやってほしいと思う。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 今のご意見、きちんとさらに分析して、今後の地域公共交通の計画等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 先ほどののりあいタクシーとあい・あいバスの件なんですけれども、非常に評判がよい人と、あまりよく言わない人もいるんですけども、土日やればいいなという人が最も多いんですけども、これは調べてみると、よその自治体も土日祝日はやっていないところが多いので、羽生が率先してやってくればもっと増えるんですけど

れどもね。

それと、75歳以上が9,000人からいるわけで、そのうちの半分、4,000人ちょっとは登録しているわけだから、もっと増やしたいのはもちろんだけれども、まあまあじゃないかと思うんですけれどもね。別に75歳以上だから全部車の運転ができないというわけじゃないから。ぜひ今度、土日というのはやればよいと思うけれども、何でやらないんですかね。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 土日に関しましては、確かにいろいろな声があることは把握はしているんですけれども、現状は、タクシー業者とも話をしていると、土日運行していないからというのももちろんあると思うんですけれども、やはり平日のほうが、現状、羽生タクシーさんのほうは利用者が多いというようなところで話を聞いております。当然通院とか買物とかいろいろ状況はあるのかとは思いますが、費用的なものも含めて、土日は現状は検討していないというところがございますが、先ほど島村委員もおっしゃっていましたが、今後の地域公共交通の状況も含めて、そういったところも検討材料として考えていければというふうに考えております。現状では考えてはいないんですけれども、今後のあい・あいバスやのりあいタクシーも含めて、全体的なものとして検討できればというふうに考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 極端な意見ですけれども、私は4ルート全部乗ってみましたよ、一般質問するとき。確かに1人か空、ぐるぐる回っていて、これはやめちゃってもいいんじゃないかと思いましたがけれども、やっぱりやめるわけにはいかないと思いますね。羽生はやっていないというわけにいかないし、品ぞろえの一環でやるべきだと思うけれども、もうちょっと間引きしてもいいかなと思いますね。増やすはあっても、間引きする気持ちはないんですか。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 先ほども、増やす減らすも含めて、総体的に、全体的に考えていかなきゃいけない部分でございますので、その一環として、先ほど申し上げたあい・あいバスの乗降調査もやらせていただいたところがございますので、今後ものりあいタクシー、もうすぐ1年たちますけれども、1年たったときの状況と、あい・あいバス

の利用者の状況、あとは今、小野田委員おっしゃったようなルートの状況ですね、そういったものも含めて、総合的に今後検討させていただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 先ほど言ったのは、誤解しないでもらいたいんだけど、のりあいタクシーを間引けと言っているわけじゃないんで、あいあいバスは間引いてもいいんじゃないかというだけで、それだけです。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 39ページのところで、交通安全のヘルメットの配布のところがあつたと思うんですけども、ヘルメットの配布数ですね、児童数とか全体で幾らだったのかというのを教えていただきたいのと、あと消防のところの防災行政無線の委託費ですね、そちらのほうが、前年度とかを見ると1.4から5倍近いぐらいのところであつていったんだと思うんですけども、その増額になった理由を教えてください。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 まず、新入学児童用のヘルメットでございます。来年度の予算は400個という形になっています。今度4月に入学する児童のヘルメットでございますが、325個購入をしているところでございます。費用につきましては、今年度と同じく4,300円ほどで購入しています。325個は、今年度入学する生徒さんの数プラス、あと途中で転校してきた方とかも何人かいるような状況でございますので、その方々の分、ちょっと予備も含めて325個購入しているところでございます。

2点目の防災行政無線の値上がり分でございますが、一応増えた状況としましては、まず防災行政無線の保守点検委託料でございますが、50基分の子局の保守点検を来年度はやる予定でございますので、その関係で金額が増えているところでございます。また、防災アプリの使用料やすぐメールPlusの使用料等につきましても、管理費用が見積りを取ったところ値上がりしているところでございまして、その関係で予算も金額が増えているというようなところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 先ほどのお答で、見積りを取ったら上がっていたということですが、その見積りが上がった要因というのは、近年の状況の流れによるものなのか、それとも何か別のものが増えて上がったのかというところを教えてくださいよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 今ご質問にあったとおり、何か増えて上がっているわけではなくて、やはり人件費の上昇というところが、先ほどのタクシーやあい・あいバスもそうですけれども、人件費の上昇というところで値上げしているような状況でございます。以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○小林誠弥副委員長 しばし委員長の座をお預かりいたします。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 45ページ、18節の負担金補助及び交付金のところなんですけれども、説明でありました防犯協会、それから暴力排除推進協議会、地域安全推進連絡協議会への交付金がありますようで、それぞれ羽生警察署の生活安全課、刑事課がやっていますよみたいなお話がありました。具体的にこのそれぞれの協会、協議会がどんな活動をしていて、どんな人で構成されていて、どんな効果があったのか、もし分かるようでしたらご説明のほうをお願いいたします。

○小林誠弥副委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 今ご質問のありました各防犯関係団体の説明をさせていただきます。

まず、羽生市防犯協会でございます。こちらは、事務局は先ほど申し上げた羽生警察署の生活安全課のほうが行っているところでございます。団体数は26団体ですかね。防犯協会のほうは、今週末、実はあるんですけども、防犯のまちづくり推進協議会をやりまして、その後、防犯のキャンペーンということで4回やる予定でございます。また、防犯協会とは、いろいろ夏祭りとかさみっととかの警備、あとは年金支給日ですね、偶数月の15日が年金支給日でございますが、そのときの警戒活動を交通安全母の会の皆さんと一緒にやったりとか、そういったものを行っているところでございます。

また、地域安全推進連絡協議会の皆さんは、こちらは先ほど増田委員からもご質問がありましたけれども、活動もしていただいているところでございますが、各地域に委員さんがいるような状況でございます。こちらはキャンペーンのときとか、緑色のジャンパーを着ていただいてそのキャンペーンに協力してくださったりとか、あとは年末のパトロールとか、そういったものを一緒にしてくださったりとかしている団体でございます。また、先ほど申し上げたとおり、地域に推進連絡協議会の委員さんがいっぱいおりますので、ジャンパーや帽子とか、そういうものを購入してお配りしているような状況でございます。

最後、3つ目の羽生市暴力排除推進協議会、こちらは羽生警察署の刑事課が事務局になっているところでございますが、こちらは毎年11月の上旬に防犯大会というのを文化ホールで実際そういったイベントをやっているんですけれども、そこで防犯団体と一緒に暴力排除ということでイベントをしたりとか、そういったところを主にやっているところでございます。こちらは32団体が協議会に入っているところでございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 昨今、いろいろな分野、事業で、説明あったとおりに人件費、いろいろな値上がりしていく中で、この辺の補助金、交付金というのは特に上がる見込みはないという理解でよろしいでしょうか。また、去年とかと比較してそんなに上がっていないというふうな理解でよろしいでしょうか。そこだけお願いいたします。

○小林誠弥副委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 今ご質問のとおり、補助金、交付金に関しては上がっていないような状況でございます。もちろん、先ほどの地域安全推進連絡協議会とともに、事務局とは適宜話合いというか、状況の確認等をしておりますので、その状況の確認をもって計上させていただいたところでございます。先ほども申し上げたとおり、何か新しい事業とかそういったものがある場合は、予算に計上したりとか、そういった形で対応していきたいというふうに考えております。8年度は特に上げてはおりません。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員 それでは、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、秘書広報課所管部分について、秘書広報課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 秘書広報課長の亀村でございます。よろしくお願いいたします。

本日同席させていただきます職員を紹介いたします。

秘書広報課長補佐の田沢でございます。

○田沢 将課長補佐兼秘書広報係長 田沢と申します。よろしくお願いいたします。

○亀村陽子秘書広報課長 それでは、議案第2号のうち、秘書広報課所管分の歳出について説明いたします。

着座にて失礼いたします。

まず、予算説明書の26ページになります。

こちら秘書広報課分の総務一般経費349万9,000円は、主に市長、副市長の秘書業務に係るものです。

主なものを申し上げますと、9節交際費90万円は、市長の交際費です。令和7年度の予算額と同額でございます。

次のページにまいります。

続いて、18節負担金補助及び交付金114万5,000円は、主に全国市長会や埼玉県市長会などに納める負担金でございます。

続きまして、文書広報一般経費でございます。

予算額は1,565万6,000円で、前年度比174万2,000円減額となりました。主な要因は、令和7年度に計上した市民意識調査委託料309万1,000円が令和8年度になくなったことによるものとなっております。

続きまして、30ページになります。

12節委託料1,435万8,000円の主なものは、広報はにゅう印刷業務委託料1,340万1,000円でございます。これは、広報はにゅうの印刷業務委託料です。印刷部数は毎月1万8,800部、年間22万5,600部です。

続きまして、13節使用料及び賃借料87万2,000円は、担当職員が広報はにゅうを編集するために使用する編集ソフト及び多言語翻訳加工ソフトの使用料でございます。

なお、特定財源といたしまして、広報の広報掲載収入336万、書籍等頒布代金6,000円を充当しております。

続きまして、ふるさとの詩募集事業でございます。

30ページになります。

ふるさとの詩募集事業19万9,000円でございます。

これは、小・中学生ふるさとの詩の募集事業となっております。毎年度実施しているものです。令和8年度は、22回目となり、募集、表彰を行う予定となっております。

そして、7節報償費13万8,000円は、ふるさとの詩実行委員4名の謝礼及び入賞者用の額、盾などの経費となっております。

続きまして、10節需用費5万6,000円は、入賞者の作品集印刷製本費が主なものとなっております。

続きまして、都市交流事業でございます。

42ページになります。

都市交流事業136万6,000円です。前年度比117万9,000円の増です。その理由といたしましては、姉妹都市フィリピン・バギオ市からの青少年代表団の受入れにより、羽生市国際交流協会の交付金等が増額したものでございます。

そして、18節負担金補助及び交付金130万8,000円のうち主なものは、羽生市国際交流協会交付金124万3,000円です。羽生市国際交流協会は、姉妹都市等との交流事業、そして羽生国際交流市民の会などへの支援を行っております。

なお、特定財源といたしまして、ふるさと応援寄附基金繰入金83万5,000円、国際交流基金の利子5,000円を充当いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 秘書広報課所管による新規事業や重要視している事業がありましたら教えてください。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 秘書広報課での重点事業といたしましては、2点ございます。

まず、1点目にバギオ市の青少年代表団受入れがございます。そして、2目といたしましては、広報はにゅうの発行事業となっております。

また、事業ではございませんが、重要視をしている内容といたしましては、来年度、市長選挙がございます。市長が替わられることにより、市長のお考えなども踏まえまして、そのご意向に沿えるよう、また滞りなく市政運営ができるように、その環境整備を重視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 バギオの受入れはどのような形で、どんな時期にやるのか。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 バギオ市の青少年団の受入れですが、予定といたしましては10月の下旬、10月29日頃から約1週間、11月4日までを見込んでおります。大人2名、青少年8名の受入れを予定しております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりいたします。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 30ページ、13節使用料及び賃借料のところ、広報等編集ソフト使用料に関してなんですけれども、ちょっと説明の中で翻訳ソフトもこの使用料の中に入っていますというのがあったと記憶しております。広報で何か多言語に訳したもののものを例えば印刷したり配布したり、もしくはホームページとかに載せたりとか、そういう事業というのはしているのでしょうか。その翻訳ソフトの使い道というか、そ

ういったところをちょっと教えていただければと思います。

○小林誠弥副委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 多言語翻訳ソフトの利用ということなのですが、まず広報のほうでは、多言語翻訳の利用に当たってはQRコードを貼り付けておりまして、そのQRコードを通して多言語、いろいろな言語の方々が読めるようになっております。

また、今年度行いました市民意識調査におきましても、市内在住の海外の方が増えておりますので、こういった多言語ソフトのQRを読み込んでアンケート調査に答えられるような仕組みを取っております。

以上になります。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 分かりました。

その多言語ソフト、QRコードに読まれたことによって、例えばどのくらいの方が、市の外国人の方が利用されている、もしくは国外にいる市民の方が使用されているとか、そういった利用実績とかというのはデータであったりするようでしたら、ちょっと教えていただければと思います。

○小林誠弥副委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 海外の方の利用実績ということなのですが、数値的な集計人数というところは把握をしておりません。大変申し訳ございません。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 市内で外国人がどのくらい利用したかというのもちょっと分からないとか、データがないということではよろしいですか。

○小林誠弥副委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 おっしゃるとおりでございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 それでは、委員長引き続き務めます。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 先ほどのバギオ市の青少年団受入れの事業なんですけれども、参考のところによると、前回は令和5年度に同じ10名受入れというふうになっておるんですけ

れども、すみません、私も聞き漏らしていたら申し訳ございません。これは何年に一度とか、あとは逆に羽生市からバギオ市のほうに行くとかという、そのスケジュール感、期間を教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 姉妹都市バギオ市との交流についてですが、相互交流を図っております。例えば来年度、令和8年度については受入れをすることであれば、次の年度では市内の子どもたちを派遣するという形で、隔年で進んでいくような形となっております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうしますと、前回は令和5年度で、この間というのはどう動いていたのか教えてもらえますか。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 先ほど隔年で進みますということで申し上げたんですが、周年事業がありますとリセットされまして、そこからまた受入れ、派遣という流れになります。前回の実績で申し上げますと、令和5年度に受入れをして、令和6年度が市制施行70周年ということだったので、そこで各国の代表団の受入れをしております。続いて令和7年度におきましては、派遣ということだったんですけれども、教育委員会との調整の中で、派遣方法については考え方を変えていきたいという申出がありましたので、その派遣方法については、今後新しい形でどういったことをやっていくかを協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうしますと、逆に今度は受入れのほうに関しては、今までと同じような形で受け入れて事業をやっていくという、そこは変わらないというほうで考えてよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 委員おっしゃるとおりでして、受入れについては従前どおりということで行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時27分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、人権推進課所管部分について、人権推進課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 人権推進課、課長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。
ます。

最初に、本日同席いたします職員を紹介させていただきます。

人権推進係長の相澤でございます。

○相澤陽子人権推進係長 よろしくお願いたします。

○根岸啓之人権推進課長 大変恐縮ではございますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第2号 令和8年度一般会計当初予算案のうち、人権推進課所管部分
につきまして順次ご説明申し上げます。

予算説明書の40ページ下段をご覧ください。

初めに、第12目人権推進費675万7,000円につきまして、主な内容を説明さ
せていただきます。

報酬18万1,000円の主なものといたしましては、人権施策推進審議会やいじめ
問題対策連絡協議会等の報酬でございます。

予算説明書41ページをご覧ください。

7節報償費2万3,000円は、人権問題研修会3回分の講師謝金でございます。

8節旅費26万3,000円は、県主催の担当課長会議や各種研修会等へ参加するた
めの費用でございます。

10節需用費57万7,000円の主なものといたしましては、人権運動団体の発行

する新聞の購読料などの消耗品費 23万2,000円や、年に一度発行している広報紙「じんけん」の印刷製本費 25万5,000円などがございます。

12節委託料 129万6,000円は、地域住民の生活上の相談に応じる生活相談業務委託料でございます。なお、生活相談業務委託料につきましては、埼玉県から補助金として 77万1,000円が交付されております。

17節備品購入費 3万3,000円は、人権問題研修会などの記録用のデジタルカメラの購入費用でございます。

18節負担金補助及び交付金 438万4,000円の主なものといたしましては、人権擁護委員協議会の負担金 27万4,000円や、部落解放運動団体 2 団体へ対する補助金 378万円等でございます。

続きまして、43ページ説明欄をご覧ください。

第15目男女共同参画一般経費 330万1,000円のうち、主なものにつきまして説明申し上げます。

1節報酬 129万2,000円につきましては、男女共同参画審議会委員報酬及び会計年度任用職員 1 名分の報酬でございます。

7節報償費 27万2,000円の主なものといたしましては、男女共同参画に関わる研修会やDV防止対策などの講座等の講師謝金でございます。

10節需用費 29万3,000円の主なものといたしましては、男女共同参画啓発用情報誌「みらい」の印刷製本費 19万2,000円でございます。

11節役務費 20万6,000円の主なものといたしましては、男女共同参画に関わる展示の運搬料 1万7,000円や、自動車損害保険料 1万8,000円などがございます。

続きまして、44ページ上段の説明欄をご覧ください。

12節委託料 108万6,000円の主なものといたしましては、毎月 4 回水曜日に実施している女性相談業務委託料 72万円や、市の審議会等へ参加するための託児サービスを行う子育て女性支援業務委託料 23万4,000円などがございます。

13節使用料及び賃借料 7万3,000円の主なものといたしましては、施設借上料 5万3,000円でございます。DV被害者支援として、宿泊施設借上料として 3 名、2 泊分を計上させていただいております。

以上で人権推進課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたし

ます。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑ある方は順次発言をお願いします。

小林委員。

○小林誠弥委員 人権推進課所管による新規事業や重要視している事業がありましたら、詳細のほうをお願いいたします。

○田口さとる委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 人権推進課の令和8年度の重点事項は、いじめ防止等基本方針の改定です。また、例年になりますが、各種人権問題や男女共同参画の推進テーマに沿った研修会や講座の開催、またパネル展などの啓発事業の充実です。

引き続き、地域住民、企業、職員を対象とした人権研修会を開催し、人権意識の高揚に努めていきます。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 44ページですね、上のほうの、女性相談業務委託料なんですけれども、これは何名ぐらいで対応して、1日当たり何名で対応しているか教えてください。よろしくをお願いします。

○田口さとる委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 女性相談、週に1回、水曜日午後に行なっているものです。先生としまして2名派遣を委託しております。また、PURPLE羽生におきましては、職員が2名、事務職として対応しております。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 男女共同参画、あそこと一緒にこちらに戻る計画は。

○田口さとる委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 広報紙2月号でもお知らせしたんですけれども、次年度、4月1日から人権推進課内に男女共同参画推進センターということで移設する予定でございます。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 先ほどの女性問題の相談とかあるんで、その部屋をちゃんと確保するか、その辺をきちんとしたほうがいいかと思えますけれども、計画は。

○田口さとる委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 島村委員おっしゃるとおり、プライバシーの保護をまず確保しまして、市役所の地下のほうで会議室をお借りしまして、週に1回対応する予定でございます。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、市民生活課所管部分について、市民生活課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 市民生活課長の根岸です。どうぞよろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介いたします。

課長補佐兼市民係長の秋山です。

○秋山正代課長補佐兼市民係長 秋山です。よろしくお願いいたします。

○根岸紀夫市民生活課長 よろしくよろしくお願いいたします。

すみません、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、参考資料1、一般会計・特別会計予算説明書の市民生活課所管分についてご説明いたします。

予算説明書の44ページをご覧ください。

第16目消費者行政費について、一番右側の説明欄、消費者行政一般経費の主なものについてご説明いたします。

第1節報酬225万7,000円は、会計年度任用職員である消費生活相談員の報酬となります。相談員2名で週4回、10時から16時まで、1階会計課隣の消費生活センターにおいて相談を行うものです。

第10節需用費10万1,000円のうち、印刷製本費5万8,000円は、消費生活講座用のテキスト作成費用となっております。

続きまして、46ページをご覧ください。

第19目諸費、一般経費（市民生活課）201万円です。主なものは、第12節委託料198万円で、弁護士2名による法律相談の委託料となります。法律相談につきましては、毎月第2、第3、第4木曜日の午後に実施しており、年間36回を予定しております。

続きまして、50ページをご覧ください。

一番下の第3項第1目戸籍住民基本台帳費のうち、51ページをご覧ください。

説明欄上から1つ目の◎戸籍住民基本台帳一般経費のうち、主なものについて申し上げます。

第10節需用費196万4,000円のうち、消耗品費123万6,000円は、図書購入、追録代やコピー代等、印刷製本費72万8,000円は、住民異動や戸籍異動届出用紙等の印刷代となっております。

次に、第11節役務費729万2,000円のうち、通信運搬費、郵便料533万1,000円は、他市町村への調査、照会等の郵便料や、マイナンバーカードの本人限定受け取り郵便料などとなっております。

手数料、上から2つ目、証明書コンビニ交付業務手数料187万2,000円は、コンビニエンスストアでマイナンバーカードを利用して住民票や印鑑証明などを取得した際の証明書代は1通300円となりますが、そのうち117円を手数料として地方公共団体情報システム機構へ支払う金額となっております。

次に、キャッシュレス決済事務手数料8万8,000円です。現在、窓口での証明書等交付時における支払方法は現金のみでしたが、今後、現金に加え、キャッシュレス化としてクレジットカード、電子マネー、コード決済での支払いができるようにするための決済手数料となっております。

次に、12節委託料3,108万7,000円の主なものですが、一番下の窓口業務委託料2,772万円です。こちらは、令和7年度で窓口業務委託の契約期間が満了となります。令和8年4月から令和11年3月までの3年間、新たにAGSプロサービス株式会社に委託したもので、1年目の業務委託料となります。

次に、52ページ、上から3つ目、窓口キャッシュレス保守委託料12万9,000円です。こちらは今後導入を検討していますキャッシュレス機器を保守するための委託料となっております。

次に、13節使用料及び賃借料1,576万4,000円の主なものですが、使用料、コンビニ交付システム使用料303万6,000円は、マイナンバーカードを利用して住民票や印鑑証明などをコンビニで取得するためのシステムを使用するための費用となります。

次に、戸籍情報システム使用料877万8,000円は、戸籍システムのクラウドの使用料とネットワーク等の使用料となります。

次に、窓口キャッシュレス決済システム使用料ですが、こちらは今後導入予定のキャッシュレス決済端末及びシステムクラウド等の使用料となります。

次に、17節備品購入費、庁用器具費105万1,000円の主なものですが、マイナンバーカードや外国人材在留カードの追記欄へ情報を印字するためのプリンター1台、住民票や戸籍謄本を発行する際、複数枚になる場合に契印する機械1台の購入費用となっております。

続きまして、95ページ中段をご覧ください。

第5目斎場費、一番右側の説明欄、斎場一般経費2,088万6,000円について申し上げます。

第12節委託料2,088万6,000円は斎場の指定管理料となり、指定期間は令和5年度から9年度までの5年間で、今回が4年目となっております。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田口さとの委員長 それでは、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 市民生活課所管による新規事業や重要視している事業等ございましたら、詳細をお願いいたします。

○田口さとる委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 まず、市民生活課では市民サービスとして窓口業務が主なものとなっております。特に住民票や戸籍謄本、こちらの証明発行は正確、的確に行うことがとても重要でございます。特に8年度に関しましては、新たにAGSプロサービス株式会社に窓口業務を委託することから、お互いに情報共有をしっかりと行なって市民サービスを行なっていくことが重要と考えております。

また、キャッシュレス化、新事業といったらあれなんですけど、今まで現金だけだったものをキャッシュレス化という事業を考えておりますので、そこを新規事業と捉えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をしばしお預かりさせていただきます。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 46ページ、諸費のところですね、一般経費の中の12節法律相談委託料に関してお伺いたします。

役所の下でやっている月1の法律相談だと思うんですけども、これの利用状況とか実績ですね、大体毎回何件ぐらい相談があって、どのくらいの人数をこなしているのか、また昨年度の実績とか教えていただけたらと思います。

○小林誠弥副委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 法律相談の件数と内容等の質問だったと思います。法律相談につきましては、先ほど申し上げたとおり、月に3回、第2、第3、第4木曜日という形になっております。令和7年度、こちら令和8年1月末現在の件数になりますが、198件でございます。過去の実績、これは年度で調べてきたんですが、令和6年度、相談件数が238件、令和5年度でいいますと240件でございます。あと2か月入れますと、令和7年度も大体同じ数字になってくるのかなという感じでございます。弁護士の相談でございますので、内容的には遺産相続、金融の多重債務とかが結構多くなっているのが現状でございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ざっくり月3回、12か月で年間240件、ちょっと算数は苦手なんですけれども、1日当たり結構な件数をさばいているようなイメージがあります。どうなんでしょう、実際これで相談し切れなかった人とか、予約し切れなかった人とかというのが結構毎回あつたりするものなんでしょうか。そこをお伺いしたいなと思います。

○小林誠弥副委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 法律相談、1日1人30分になります。一応一枠30分ですので、こちらが午後からになりますので、5枠だったと思うんですけれども、そういった形で、30分ですとやはりできない方はいらっしゃいます。そのときはまた終わった後に市民課の窓口に来て、次の予約をされる方がいらっしゃる。全員が全員ではない、そこで終わる方はいらっしゃるんですけれども、そういう方もいらっしゃいまして、相談を継続してやられる方もいるというのが現状でございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 恐らく予約し切れない方もいらっしゃるようなので、今後例えばもう少し枠を、月3から月4にするとか、そういった話、計画というのはあるのでしょうか、お聞きします。

○小林誠弥副委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 今のところは月3回、第2、第3、第4を現状維持していきまして、今のところそれを変えるという考えはございません。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 それでは、引き続き委員長を務めます。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

島村委員。

○島村 勉委員 キャッシュレスになるということ、警察とか免許センター、みんなそういうふうになっているんですけれども、カードを持っていないということはないけれども、あまり使わない人もいっぱいいるということで、その辺の対応がちゃんとなっているのか確認したい。

○田口さとる委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 キャッシュレス決済という形でございます。こちらはもちろん今までどおり現金でも取扱いできるようになっております。キャッシュレス決済、先ほども言いましたが、コード決済、QRコードというか、よくいうP a y P a yとかが使えるようになったというだけになりまして、現金でも取り扱うようにしていきますので、その点は大丈夫だという形で認識しております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 免許センターも、S u i c aとかは使えるようになっているんです。その場所で、市役所の中で簡単にそういうカードが作れるというか、そういう考えというか、免許センターは何かもう一つあったような気がするんですけども、その場で高額じゃなくても、まして市のほうは300円とか500円とかというんで、そういうのができたら、だんだんそっちへ沿っていくかなと思うし、その辺はどう。

○田口さとる委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 委員おっしゃったように、あれば便利かなとは思いますが、今のところは、すみません、入れる予定はございません。交通機関であればコンビニの機械でも入れられるのかなと思いますので、そこがちょっと使えるというてもあるんですけども、今のところ、すみません、市役所の中で少しでも現金をカードに入れられるような機械の購入等々は考えてございません。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 もちろん現金を扱ってくれていれば問題ないんだからいいんですけども、分かりました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 零時58分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財務部長。

○島村信久企画財務部長 皆さん、改めましてこんにちは。企画財務部長の島村でございます。

このたびは発言の機会をいただきましてありがとうございます。

先週までの本会議に際しましては、大変お世話になり、ありがとうございました。引き続き本委員会での審査をよろしくお願いいたします。

なお、今期定例会において本委員会で審査いただきますのは、本日が議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、歳出の企画財務部所管部分です。また、明後日、11日は、議案第2号当初予算の歳入全体、また13日金曜日は、議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）の歳入全体及び議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）の歳入全体の3議案でございます。いずれも慎重審査いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

次に、本日議案説明のため出席している課長を紹介させていただきます。

財政課長の佐藤です。

○佐藤将史財政課長 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 後ろへ行きまして、契約検査課長の高附です。

○高附直也契約検査課長 高附です。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 企画課長の杉山です。

○杉山浩二企画課長 杉山です。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 税務課長の本間です。

○本間陽子税務課長 本間です。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 収納課長の五月女です。

○五月女和則収納課長 五月女です。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 なお、同席する係長職職員につきましては、担当課長からその都度紹介させます。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算【別冊1】

のうち財政課所管部分について、財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。

財政課財産管理係長の関根でございます。

○関根 亮財産管理係長 関根です。よろしくお願いいたします。

○佐藤将史財政課長 それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、令和8年度一般会計歳出予算のうち、議会費及び財政課所管部分についてご説明させていただきます。

参考資料1、予算説明書の22ページになります。

右側の説明欄でご説明させていただきます。

まず、議会一般経費1億2,577万円でございます。事業費全体としては、前年度と比較し、131万7,000円の減額となりました。

前年度から予算の増減があったもののうち、主なものについてご説明させていただきます。

まず、第1節報酬、第3節職員手当等、第4節共済費につきましては、議員及び会計年度任用職員等人件費になります。このうち、第4節における共済費負担金1,583万3,000円につきましては、議員年金受給者数の減少等の影響により、前年度と比較して134万円の減となります。

第10節需用費のうち、印刷製本費201万7,000円につきましては、主に議会だよりの製本費になります。これは、ページ当たりの単価のほうが上がりましたが、部数等の精査により、前年度と比較し、8万4,000円の増額となるものでございます。

第17節庁用器具費13万2,000円につきましては、防災用のヘルメットを購入するものでございます。

続きまして、議会活動事業201万6,000円につきましては、政務活動費交付金になります。こちらは前年と同額でございます。

議会費につきましては以上となります。

31ページに移らせていただきます。

以降が財政課所管分になります。

財政一般経費 119 万円につきましては、予算・決算等事務に関わる経費になります。事業費全体としては、前年度と比較し、23 万 6,000 円の減額となります。

主なものを申し上げます。

第 12 節委託料、財務書類等作成委託料 64 万 6,000 円につきましては、複式簿記を活用した連結財務書類等の作成経費となります。

32 ページに移らせていただきます。

財産管理一般経費 1 億 4,207 万 6,000 円につきましては、主に市役所庁舎、駅自由通路、公用車などの維持管理に関わる経費になります。事業費全体としては、前年度と比較しまして 2,493 万 9,000 円の増額となります。

主なものをご説明させていただきます。

第 10 節需用費 4,129 万 4,000 円、こちらは主に電気料、燃料費、修繕費等になります。前年度と比較し、132 万円の減額となります。減額の主な要因は、電気料 93 万 5,000 円、印刷製本費 31 万 9,000 円の減でございます。

第 11 節役務費 1,187 万 4,000 円は、電話料や公共施設、公用車の保険料などになります。前年度と比較し 38 万 4,000 円の増額となります。増額の主な要因は、電話料 15 万 6,000 円、自動車損害保険料 10 万 3,000 円の増となるものでございます。

第 12 節委託料 7,551 万円は、主に市役所庁舎や羽生駅自由通路などの維持管理に関わる経費になります。前年度と比較し 1,894 万 3,000 円の増額となります。増額の主な要因は、賃金上昇等の影響により庁舎総合管理業務委託料を 1,240 万 5,000 円増額したこと、そのほか委託料の主なものにつきましては、市役所庁舎の日直・守衛業務等委託料 765 万 8,000 円や、普通財産の除草等委託料 798 万 8,000 円になります。

第 13 節使用料及び賃借料 367 万 4,000 円、こちらにつきましては、主なものとしまして、電話交換機等の機械借上料 162 万 1,000 円と自動車借上料 161 万 7,000 円になります。

第 14 節工事費 891 万 7,000 円は、市庁舎の緊急修繕や羽生駅電気設備の更新等となります。

事業を変わらせていただきます。

基金積立事業744万8,000円、こちらは各基金への利子積立金と森林環境譲与税基金元金積立金の計上となります。前年度と比較し、44万円の増額となります。増額の主な要因は、歳入予算における森林環境譲与税交付金の国からの交付額を90万円減額見込みとした一方で、預金金利の上昇の影響を受け、公共施設修繕引当基金、利子積立金を119万9,000円増額したことなどによるものでございます。

なお、令和7年度末の公共施設修繕引当基金の残高見込みは5億3,000万円、同様に、森林環境譲与税基金は残高1,800万円見込みとなります。

38ページに移らせていただきます。

事業が変わります。

次に、財政調整基金積立事業780万1,000円は、財政調整基金の利子の積立ででございます。

なお、令和7年度末の財政調整基金の残高見込みは17億8,000万円となります。

171ページに移ります。

事業変わりまして、第11款公債費になります。

元金償還20億2,963万9,000円、利子償還7,484万2,000円となります。前年度と比較し、元金償還についてはマイナスの87万2,000円、利子償還につきましてはプラスの1,840万円となりました。元金償還の減額理由は、元金償還における令和7年度償還終了と令和8年度元金払い開始等の差によるものとなります。利子償還につきましては、借入金残高は減少しておりますが、借入利子は上昇傾向となっている中、現在の金利状況を踏まえ、計上させていただいたものでございます。

172ページに移ります。

次に、第12款予備費になります。

予備費として、前年度同額となる3,000万円を計上しております。

以上で説明終わります。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 財政課所管による新規事業や重要視している事業等ありましたら、詳細の説明をお願いします。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 大きく2点でございます。

1点は、公債費の管理でございます。現在、金利が上昇している中、公債費を適正に管理できるように意識したものでございます。

2点目は、公共施設の管理でございます。最低賃金の上昇、物価高騰の中で、やはり業務委託費が増えている傾向となっております。この辺のところ、なるべく適切な業務委託を、施設管理を維持しつつ経費を抑制できるように意識したものでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 今、公債費の利息7,400万払っているけれども、これは何%ぐらい、いろいろあるだろうけれども、何本も。それと、銀行間別だと市内にも幾つも金融機関はあるけれども、1行になっているんですか、2行になっているんですか、残高は。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、金利でございますが、うちのほうが一番多いのは10年返済のものが多形になります。1.5%を今のところ考えているところでございます。

次に、借入先の金融機関の関係でございます。こちらにつきましては、大体10行ぐらいから借りている形になります。ただ、民間の金融機関からは年間大体2行ぐらい、そのほかに公的のところ、国から直接借りたりとか、あとは埼玉県から借りたりとかということのほうが結構本数が多くなっているような形でございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 当然コンペでやると思うんですけども、1回で何行ぐらい手を挙げてくるかね。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、コンペでやるものにつきましては、民間金融機関だけに絞らせていただいております。公的機関から借る場合には、民間金融機関よりも基本安いという前提になっているので、特にコンペはしておりません。その上で、民間金融機関につきましては、市内に支店を構える全金融機関に対して必ずお声がけのほうをさせていただいております。その上で、実際に手を挙げていただけたところは、正直三、四行かなというところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時17分 休憩

午後 1時17分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、契約検査課所管部分について、契約検査課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

契約検査課長。

○高附直也契約検査課長 契約検査課長、高附でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日同席する職員を紹介いたします。

契約係の田口です。

○田口幸代契約係長 田口です。よろしくお願いいたします。

○高附直也契約検査課長 説明につきましては、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第2号 令和8年度一般会計当初予算案のうち、契約検査課所管部分についてご説明いたします。

予算説明書の28ページをご覧ください。

右側、説明欄の最初の◎入札契約管理一般経費が該当し、歳出予算額は511万7,000円でございます。

主なものを申し上げます。

第18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、入札の公平性や透明性の確保、入札参加者申請の利便性の向上を図るため、埼玉県電子入札共同システムの利用等に要する負担額で500万7,000円でございます。

内訳でございますが、電子入札共同システムの開発及び運営に係る事業費用負担として、埼玉県電子入札共同システム負担金に319万3,000円、入札参加資格申請の

共同受付に係る経費負担として埼玉県電子入札共同システム参加資格共同審査負担金に177万4,000円を、その他各種研修に参加するための負担金として4万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時20分 休憩

午後 1時21分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第2号、企画課所管部分について、企画課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

企画課長。

○杉山浩二企画課長 企画課長の杉山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日同席させていただきます職員を紹介させていただきます。

企画課情報政策係長の関口係長でございます。

○関口祐也情報政策係長 関口です。お願いします。

○杉山浩二企画課長 それでは、恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、企画課所管分の主なものについて順次説明申し上げます。

参考資料1、予算説明書35ページでございます。

まず、◎企画政策一般経費2,735万1,000円について申し上げます。

第1節報酬36万4,000円のうち、行政改革推進委員報酬14万円は、第6次総合振興計画後期基本計画の令和7年度施策評価等及び第7次総合振興計画について、意見徴収のために開催する羽生市行政改革推進委員会委員10名に対する報酬でございます。

次に、まち・ひと・しごと創生市民会議委員報酬11万2,000円は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけている事業の評価について意見をいただくため開催するまち・ひと・しごと創生市民会議委員に対する報酬でございます。

次に、第12節委託料1,112万円は、第7次羽生市総合振興計画策定に係る業務委託料でございます。なお、こちらにつきましては、令和8年と令和9年度の2か年にわたって行う業務であることから、継続費の設定を併せて行わせていただきます。

次に、第18節負担金補助及び交付金1,552万円について、主なものを申し上げます。

まず、秩父鉄道整備促進協議会負担金939万9,000円は、埼玉県及び秩父鉄道沿線8自治体で構成している秩父鉄道整備促進協議会への負担金及び秩父鉄道安全対策事業への負担金でございます。

次に、渡良瀬川及び利根川架橋促進協議会負担金611万円は、渡良瀬川及び利根川への新たな架橋を含む幹線道路の整備実現を目指すための協議会への負担金でございます。こちら負担金が前年の2万円から大きく増額になった理由でございますが、令和7年度に新たな架橋を含む広域幹線道路の必要性を整理した協議会の報告書が完成したことを受けまして、令和8年度は、完成した報告書を基に、構想路線の整備効果の検証事業を新たに実施する予定でございます。この整備効果検証に係る事業費を全体で2,619万1,000円と見積もり、協議会を構成している羽生市、栃木県佐野市、群馬県館林市及び明和町の4市町で事業費を案分して負担することとしまして、羽生市としましては、通常負担金2万円と合わせた負担金合計が611万円となっているものでございます。

続きまして、◎電算管理事業3億457万円について申し上げます。

第10節需用費2,075万2,000円は、プリンター用のトナーカートリッジ等の消耗品購入費、市役所全体の複合機カウンター料ほか、令和8年10月にサポートが終了いたしますマイクロソフトOffice2021の更新費用130台分の費用でございます。

続きまして、36ページに移ります。

第11節役務費、通信運搬費1,141万5,000円は、市役所及び出先機関とデータセンター間を結ぶ通信回線の使用料でございます。

続きまして、第12節委託料2,615万7,000円の主なものを申し上げます。

まず、電算処理委託料598万9,000円は、市の基幹業務である市税や住民情報等の業務システム機器やネットワーク機器等の保守業務に係る委託料でございます。

次に、電算システム変更委託料1,412万4,000円であります。こちらの主な内容は、マイナンバー制度による税や社会保障の情報連携に必要なシステム対応業務に係る委託料並びに令和8年度に予定しております1人1台端末化の実施に併せまして、既存の回線の設定を変更するための業務委託料でございます。

続きまして、定型業務自動化システム運用支援業務委託料422万4,000円は、定型業務を自動化するデジタル技術であるRPAや、紙媒体を読み込み、データに自動変換するAI-OCRの導入、運用に係る委託料でございます。

次に、第13節使用料及び賃借料2億3,811万3,000円の主なものについて申し上げます。

使用料のうち電算処理システム使用料8,340万円は、住民記録、市税、福祉、国民健康保険などの行政システム使用料でございます。こちらの行政システム使用料は、令和8年7月のシステム標準化実施を見込みまして、旧システムの使用料4か月分と、システム標準化後の使用料8か月分を合計して計上しております。

しかしながら、当初予算完成後の先月2月中旬に、本市のシステム標準化対応業務を行っておりますシステムベンダーより、令和8年度中のシステム標準化実施が困難であるとの申出がございました。そのため、この行政システム使用料をはじめ、システム標準化に関係する予算につきましては、予算の過不足が発生することが想定されます。現在、企画課におきまして、システム標準化延期に係る予算の過不足などの影響について全庁的に調査をしているところでございまして、今後、予算上の対応方法を含めた検討を行い、適切に対応してまいりますので、ご承知おきいただければと存じます。

次に、ガバメントクラウド使用料2,540万8,000円は、システム標準化対象業務について、政府が調達するガバメントクラウド環境において運用するために必要となるクラウド使用料となります。なお、こちらにつきましても、令和8年度中のシステム標準化延期に伴う影響を受ける費用となります。

次に、チャットツール使用料161万4,000円は、新たに業務用チャットツールを全職員に導入するに当たり、必要となる使用料でございます。

次に、賃借料のうち電算機器賃借料1億2,570万8,000円は、職員が使用している業務用パソコンやバックアップサーバー機器等の賃借料でございます。

次に、第14節工事請負費、入退室管理設備制御盤更新工事請負費80万円は、現在、市庁舎地下階段及び3階電算室に設置をし、使用しております入退室管理用設備機器の更新を行うための工事費用でございます。

次に、第17節備品購入費209万1,000円のうち、機械器具費203万6,000円は、キャッシュレス決済の導入に当たり、市民生活課及び健康づくり推進課に設置するレジ及び決済端末等の機器購入費でございます。

次に、第18節負担金補助及び交付金524万2,000円の主なものを申し上げます。

37ページに移ります。

社会保障・税番号制度中間サーバー負担金312万4,000円は、マイナンバー制度に伴い、市町村や国で保有する特定個人情報の照会や提供等の情報連携を行うための自治体中間サーバーを維持管理するための負担金でございます。

次に、自治体情報セキュリティクラウド運用負担金153万1,000円は、各自治体のインターネット通信を県が集中管理する埼玉県セキュリティクラウドの運用、保守に係る負担金でございます。

続いて、57ページに移ります。

第5項統計調査費について申し上げます。

第1目統計調査総務費618万5,000円は、統計事務担当職員の人件費及び統計調査一般経費として、埼玉県統計協会の負担金などでございます。

次に、第2目統計調査費308万3,000円の主なものを申し上げます。

なお、統計調査費に係る費用は、原則として全額県からの委託金により賄われております。

初めに、経済センサス調査事業306万1,000円の主なものを申し上げます。

経済センサス活動調査は、事業所の活動状況等を明らかにし、事業者、企業を対象とする各種統計調査の基礎情報を整理することを目的として、5年ごとに行われる調査でございます。

第1節報酬269万6,000円につきましては、調査員及び指導員に対する報酬161万3,000円と、会計年度任用職員に対する報酬108万3,000円でございます。

次に、58ページに移ります。

学校基本調査事業及び経済センサス調査区管理事業は、毎年実施している調査でございます。令和8年度は、経済センサスの本調査がございましたが、経済センサス調査区管理事業は、毎年度調査区域の変更の必要性の有無を調査の上、対応しているものでございます。

以上で企画課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 企画課所管による新規事業や重要視している事業等ございましたら、詳細のほうを説明お願いいたします。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 企画課の令和8年度の重点事項を申し上げます。

大きく3点考えております。

1点目は、第7次羽生市総合振興計画策定業務でございます。こちらは令和8年度、9年度の2か年度にわたって対応するものでございますが、次期総合振興計画の見直しのため、作業を始めるものでございます。

2点目は、経済センサス活動調査の実施でございます。こちらは先ほど申し上げましたとおり、5年ごとに行う調査でございますが、国の重要な調査となりますので、しっかりと調査のほうを実施してまいりたいと考えております。

3点目が窓口キャッシュレス事業でございます。本事業は、庁舎1階の市民生活課の窓口及び健康づくり推進課のほうにキャッシュレス端末及びレジ等を設置いたしまして、キャッシュレス決済の対応をするものでございます。こちらは令和9年1月導入を目指して事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 これは企画課に限らないんだけど、こうやって文書を見ていると、いつも報酬と出ているわけですよ。報酬幾ら幾らというと、我々は右から左に流れて、ああこの程度かと思って終わっちゃうんですけど、報酬もピンからキリまでであると思うんですね。高いのから低いのから。その基準というのは羽生市全体で決まっている

んですかね。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 報酬につきましては、条例で報酬を決めている形になっております。大体金額的には一律に近い形にはなっておりますけれども、委員会によっては、若干金額が高かったりというところはございます。

以上です。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 別にこの企画に限ったことではないんで、羽生市全体でき。こういう場合は報酬は何ぼとかと、そういう規定でもあるんですかね。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 規定はございます。

○小野田和男委員 じゃ、それで。全部聞いてもしようがないから。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 35ページの委員報酬ですね。これが前よりも2倍になっているかなと思うんですけれども、行政改革推進委員報酬とかまち・ひと・しごととかという。これは今までだったら例えば1回だったのが2回やるというような形になっているのか確認が1つと、あと、窓口のキャッシュレス事業で、課によって決済事務手数料とかが違ったりしているんですけれども、この違う理由というのを教えていただければと思います。事務手数料と、あと使用料、保守経費ですね。これがみんな課によってばらばらなので、それを教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 まず、1点目の報酬の部分でございます。こちらは、委員おっしゃるとおり開催回数が増えているものでございます。その理由としましては、総合振興計画の策定に当たりまして、様々な機関で意見徴収を行ってまいりたいと考えておりますので、それに対応するために開催回数を増やす、そのために報酬のほうも増やしているものでございます。

そして、2点目のキャッシュレス決済でございますけれども、まず使用料の違いというところでございますが、こちらにつきましては、市民生活課と健康づくり推進課の2課に導入することになるんですけれども、設置する機器がちょっと違う形になってお

ります。市民生活課はお客様がかなり多い部署でございますので、現金等も扱う機会も多いということで、今あるレジスターと決済端末、そちらを併せて導入する形になっております。健康づくり推進課は、窓口もさることながら、出先でも支払い等もあるということでございましたので、ポータブル型の決済端末を使用する形になります。その点で、使用料ですとか保守料の部分で差が出てくるところでございます。

また、手数料の違いでございますけれども、こちらは事務決済手数料が、実際にキャッシュレスが使われた金額に対して違いが出てくるものでございますので、当然市民生活課のほうではかなりお客様が使われることが想定されるというところで、健康づくり推進課と比較すると、手数料に差が出てくるというところでございます。

以上です。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 参考に、先ほど規定があるよと言っていました。じゃ、一番高いのと一番低いのは、具体的にはどこのポジションの中でどの委員なのかね。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 規定のほうは、羽生市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で金額が決まっております。その中で一番高いものとしましては、学校医、学校で先生が児童生徒さんとかを診ていただくときの一般医ですとか歯科医に支払う報酬として、こちら年額で7万7,000円とございます。日額レベルで申し上げますと、高いものですと1万円を超えておりますけれども、そのほかは大体6,700円ですとか7,500円が多い形にはなります。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 一番下は1,000円ぐらいがあるか。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 一番安いものとしましては、6,700円の半額、半日で半額ということで3,500円というのが、一般的に払っている金額としては多いかなというところでございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお受けいたします。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 35ページです。18節負担金補助及び交付金のところ、渡良瀬川及び利根川架橋促進協議会負担金ということの説明がありました。これは今年はちょっと何か報告書作成で少し増えましたという話だったんですが、ちょっと確認です。具体的にこれほどここを通そうとしている話になるのかというのを、例えば地図とかで、グーグルマップとかで今共有できるんだったら、ちょっと地図を見ながらご説明願いたいなというのが1点。

それと、あと地下鉄7号線、これは説明がなかったんですけども、負担金がまた今年も発生していますよという話。ちょっと地下鉄のほうが動きがあって、何か少し延びるよみたいな話がかかなり具体化しているんだとニュースで見たんですけども、例えばそこで動きがあったからといって、ここが増えたり減ったり、もしくはいつ終わりになるのかとか、そういう見込みの話もちょっとお伺いしたいなというところで、この2点をお願いいたします。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 まず、1点目の渡良瀬及び利根川の架橋促進協議会、具体的にどの辺りにというところでございます。こちらにつきましては、まだ構想段階というところでございます。具体的にどこというところは正確には申し上げられないんですけども、一応想定としましては、日清ヨークの西側の県道の今泉館林線の辺りに橋が架かって、そのままつながってくるというようなイメージをしているところでございます。

続きまして、2点目の地下鉄7号線の関係でございます。こちらにつきましては、現在、さいたま市と埼玉県のほうでかなりお話のほうを進めている状況でございます。埼玉高速鉄道を延伸して、岩槻駅までまず到達させる、その間に中間駅を設けるというところで、今はさいたま市が中心となって動いているところでございます。その後、岩槻から蓮田、そして行く行くは羽生にという、かなり先の長い話にはなってしまうかと思えますけれども、一応そういう順序で延ばしていきましょうということで話が進んでいるところでございますので、ちょっと今現状で終わりの見込みは申し上げられないところでございます。

以上です。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 まず、渡良瀬川及び利根川の話なんですが、日清ヨークの西側、どん

突きになっているところが確かにあるんで、そこから橋を延ばすかなという話なんだというの分かりました。要するに、東北道の側道を延ばすというよりは、ちょっとそっち側から延ばすと。それで、渡した後、群馬側はどこにつなげるつもりなのかな、それから渡良瀬川という結構上のほうへ行くんですけれども、その辺どこの道と、群馬側、栃木側はどこでつなげるのかなというのは、構想という形ではあったんですが、何か具体化しているルートがあるんだったら教えていただきたいなというのと、例えば、もう駄目じゃないか、造れないんじゃないか、この話はもうなくなるんじゃないかみたいな、そういう終わりのところというのはどこで決めたりするのかというのをちょっとお伺いいたします。お願いします。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 まず、渡良瀬・利根川の関係の部分でございます。群馬側でどちらの辺りかというところでございますけれども、こちらも想定となりますけれども、明和町の東寄りの部分に千津井の渡しというところがあったと思うんですけれども、その辺りを使ってずっと北に伸ばしていくという形を考えているようでございます。栃木のほうに入ってまいりますと、こちらは今もどのルートがいいのかということ佐野市が今検討しているところでございまして、具体的なルートはまだ決定しているような状況ではございませんけれども、流れとしては北に向かって佐野のアウトレット辺りにつながってくるというような構想でございます。

2点目の、どのあたりで終わりかというところでございますけれども、こちらは羽生市単独でどうするかというところもあると思うんですけれども、まずは近隣自治体と足並みをそろえながら対応を考えていく必要があるのかなというところございまして、具体的にどういうタイミングでというところは申し上げられないところでございます。状況をいろいろ確認し、各自治体と協力し合いながら対応を考えてまいります。

以上です。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長をお返しいたします。

○田口さとる委員長 引き続き委員長を務めます。

そのほか質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時50分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、税務課所管部分について、税務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

税務課長。

○本間陽子税務課長 税務課長の本間です。よろしくお願いいたします。

本日同席する職員を紹介いたします。

資産税係長の石川です。

○石川 学資産税係長 石川です。よろしくお願いいたします。

○本間陽子税務課長 よろしく申し上げます。

それでは、着座にて失礼いたします。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算の歳出のうち、税務課所管の部分について説明させていただきます。

ただいま、予算説明書の47ページをお開きしております。

真ん中辺の第2項徴税費は3億471万9,000円で、前年度に比べ988万4,000円の増となります。

第1目税務総務費のうち、説明欄の職員人件費は総務課が所管しているものですので、次の48ページをお開きいたします。

説明欄の税務一般経費65万5,000円ですが、こちらは表記のある6団体への負担金となっております。

続きまして、下の賦課事務一般経費になります。こちらの主なものですが、第10節需用費、こちらで大きなものが753万5,000円のうち主なものは、3つ目の印刷製本費になります。こちらは納税通知書や申告の手引書、封筒、それらの印刷に関する経費となっております。

続きまして、第12節委託料4,491万4,000円は、前年度と比較しまして685万9,000円の減となっております。減となっておりますその理由ですが、上

から2つ目の鑑定評価業務等委託料において、令和9年度の評価替えに向けた標準宅地鑑定評価業務が令和8年度は実施がないため、約2,000万円の減額となりました。

一方、その上の計算事務委託料、こちらが納税通知書電子化システムの改修業務などがあるためにプラス600万円、また一番下にございます、3年に一度行っているデジタル航空写真撮影業務委託料がプラス666万円など、総じて686万円の減額となっております。

続きまして、49ページをお開きしております。

上から3つ目の固定資産税土地評価業務委託料ですが、こちらは令和6年度より3年かけて行っております令和9年度の評価替えに向けた業務で、債務負担契約のものとなっております。

続きまして、13節使用料及び賃借料630万6,000円のうち、使用料の地方税電子申告支援サービス使用料373万6,000円は、申告受付や国税とのデータ連携などを行う機能の使用料となっております。

続きまして、賃借料の機械借上料246万4,000円は、固定資産税における家屋評価システムと、印刷機の借り上げとなっております。

続きまして、第18節負担金補助及び交付金のうち、地方税共同機構負担金552万9,000円は、eLTAXなどの地方税に関するシステムの運用を行なっている地方税共同機構への負担金となっております。昨年と比べ148万増額しているのですが、その理由としましては、地方税における電子申告の導入など、デジタル化の拡大によるものとなっております。

また、交付金の軽自動車税環境性能割徴収取扱費65万円は、県が市に代わって賦課徴収した令和7年度中の環境性能割の5%を、その代行取扱いの費用として県に対し納付するものとなっております。

最後に、第22節償還金利子及び割引料2,780万円は、税の過誤納金等に対する還付金及び還付加算金となっております、過去3年の平均をベースに算出しております。

47ページに戻りまして、ただいま説明してまいりました徴税费については、特定財源の県民税徴収委託金等、次のページにもございますが、合計で9,128万9,000円充当されております。

以上で税務課所管分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

小林委員。

○小林誠弥委員 税務課所管による新規事業や重要視している部分等ございましたら、詳細な説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 来年度の重点事業としまして、2つあります。1つ目が固定資産税の適正かつ公平な課税を確保するため、令和9年度の評価替えに向けて必要な準備を着実に進めてまいります。その準備の一つとしまして、デジタル航空写真撮影業務など、こちらの委託業務をきちんと実施することで適正課税に努めてまいります。

2つ目は、条例改正及び歳入に関わるものではありませんが、令和8年度税制改正の適正な対応と考えております。国の税制改正の動向を注視しながら、迅速かつ適切に対応してまいります。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 今言った固定資産の評価替え、令和9年やるわけですけれども、前から言っているけれども、税務課だけで決められることじゃないかもしれないけれども、特定のところを評価替えしないとかというのがありますけれども、そういうものはどんなふうに考えているんですか。例えば東武鉄道の跡地とか、全然替えないわけよね。その辺の考え方。ほかにもあると思うんだけど。これは部長かい。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 時代の流れもありますし、評価替えというのは実際に3年に一度やっているものではございますので、今後も適正にやっていくものでございます。

以上です。

○田口さとる委員長 企画財務部長。

○島村信久企画財務部長 今、課長が申し上げたとおり、評価替えは3年に一度するということで、今回予算計上には航空写真ですか、1月1日現在の航空写真がどれだけ変わっているかというところで評価替えの対象とさせていただいております。今ちょっと島村委員のお話に出た中で、個別案件になりますので、ちょっとこの場では控えさせてい

ただければと思います。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、意見として、二十何年もだから。議会でも言ったけれども、前に。税務課だけで何も言えない、変えられないとは思うんだけど。

○田口さとる委員長 企画財務部長。

○島村信久企画財務部長 委員もご理解いただいていると思うんですが、全庁的にその辺は、月並みな言葉になってしまうんですけども、市全体で検討していくということになります。

以上、答弁といたします。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 また議会のほうでちゃんとやっていきたいと思うので。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 48ページの会計年度任用職員報酬のところなんですけれども、12人というふうに記載がありまして、令和7年のときは16人になっているんですね。4人減った理由とかがあれば、教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 まず、令和8年度で載せております12名なんですけど、内訳としましては、資産税係で1名、市民税係で11名ということで、この人数の多いほうは確定申告の関係の会計年度さんになります。申告会場の受付ですとか、あと申告の会場に職員が行ってしまいますので、窓口のほうの人が手薄になりますので、そちらにも2名ということで、それ以外に、集めました申告の書類を確認したり入力したりする作業の者、合計で11名となっております。

前年から人数が16名から減ったということで、本来であればもう少し多くして対応するというのもできるんですけども、今一番12名というのがマックスでちょうどいい人数ということで、今回は12名ということでやっぴいこうと決定いたしましたので、12名で計上いたしました。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうしましたら、例えば令和7年度16人いたというときは、ゆとりがあつてやっていたと、一人一人の仕事量、ゆとりを持った状態でやっていたという認識で捉えてよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 令和7年度のときは、16人で予算のほうはマックスで取ってはおりましたが、実際、令和7年度は12名でやっていく中で、ちょうどよく回っているということで、じゃ予算も12名で十分だろうということで、今回は人数を減らさせていただきました。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時04分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、収納課所管部分について、収納課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

収納課長。

○五月女和則収納課長 収納課長の五月女です。よろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介します。

収納係長の小島です。

○小島史愉収納係長 小島です。よろしくお願いいたします。

○五月女和則収納課長 着座にて失礼します。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算の歳出のうち、収納課所管部分の主なものについてご説明いたします。

参考資料1、予算説明書49ページの説明欄、収納対策事業をご覧ください。

8節旅費3万円は、研修に伴う経費になります。

10節需用費171万1,000円の主なものは、督促状や催告書などを印刷するための印刷製本費157万円になります。

11節役務費141万9,000円の主なものは、50ページに記載があります市税の口座振替、滞納処分を行う際の預金の電子照会に伴う手数料141万8,000円になります。

12節委託料1,074万4,000円の主なものについてご説明いたします。

消込み事務委託料164万2,000円は、督促状や催告書作成の外部委託に係る経費になります。

コンビニ収納業務委託料449万9,000円は、市税のコンビニエンスストアやキャッシュレス収納関連の費用になります。

新たに地方税共通納税システム改修委託料として163万9,000円を計上しました。こちらは国が公金収納のデジタル化として取組を進める二次元コードを活用した電子納付を、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料に導入するためのシステム改修費用として計上しております。しかしながら、このシステム改修はシステム標準化後に改修が可能になるものが一部含まれていることから、令和8年度は標準化延期の影響を受けない部分のみ改修を行い、執行予定となる金額は55万円になります。

また、新たに滞納整理システム改修委託料として99万円を計上しております。こちらは現在郵送で行っている税務署や地方団体間での滞納状況などの実態調査業務が令和9年度よりオンライン化に移行となるための改修費用になります。こちらにつきましては、システム標準化延期の影響を受けないことから、令和8年度に改修を実施することになります。

13節使用料及び賃借料458万6,000円の主なものは、地方税共通納税システム使用料458万1,000円になります。

18節負担金補助及び交付金117万7,000円の主なものは、共同収納手数料負担金113万3,000円になります。この共同収納手数料負担金は、令和7年度の地方税共通納税システムの利用実績に応じた金額が令和8年度に請求がされるものになります。

22節償還金利子及び割引料241万円は、市税の還付金になります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 収納課所管による新規事業、また重要視している部分がございましたら、詳細な説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 収納課としましては、国が進める事業へのシステム改修などの対応、また引き続き納税の勧奨を行うほか、滞納整理を実直に行うことで歳入確保に努めてまいります。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

1つ質問をさせていただきたいと思います。消込み事務委託料と、あとコンビニ収納業務委託料が減っているんですけども、これは先ほどの説明を聞いていると、滞納者が減ったというような解釈でよろしいのでしょうか。それとも別の理由で金額が下がっているのか、教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 まず、消込み事務委託料のほうですが、今まで口座振替をされた方に対しては口座振替済通知書というものを発送しておりましたが、各市町村が軽自動車税を除いて発送のほうを既に廃止していることもありますので、令和7年4月号の広報でお知らせをさせていただき、軽自動車税の口座振替済通知書だけになりましたので、その分消込み事務委託料は減額となっております。

また、コンビニ収納業務委託料につきまして、令和7年度の予算の見込みは5万7,000件程度と立てましたが、令和6年度の実績が4万3,000件、また今後の伸び率を見たとしても、令和8年度は5万件程度に落ち着くと考えておりますので、約7,000件落としたため減少となります。

先ほど副委員長のほうがお話しされた実際滞納は減っているのかというお話ですが、滞納は実際のところ減ってはございません。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時14分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時14分 散会